

第3回神戸市市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

日時：令和2年5月25日（月）

午後1時30分～3時30分

場所：神戸市役所1号館8階大会議室

ZOOM ID：868 0842 0411

議 事 次 第

1. 開 会 [13：30～13：35]
2. 議 題
 - (1) 神戸っ子すこやかプラン2024について [13：35～14：15]
説明者：神戸市子ども家庭局子ども企画課（政策・広報担当係長） 野里^{のざと}
 - (2) 認知症「神戸モデル」事業効果について [14：15～14：55]
説明者：神戸市福祉局介護保険課（認知症対策担当課長） 浜本^{はまもと}
 - (3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画 基本理念・基本方策について [14：55～15：25]
説明者：神戸市福祉局政策課（調査担当係長） 宮田^{みやた}
3. 閉 会 [15：25～15：30]

資 料

- 資料1 神戸っ子すこやかプラン2024
- 資料2 認知症神戸モデル 事業開始までの経緯と実績
- 資料3 認知症神戸モデル 制度創設までの主な経緯
- 資料4 次期“こうべ”の市民福祉総合計画 基本理念・基本方策（事務局案）
- 参考資料 第2回計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

委員名簿・スケジュール（裏面）⇒

委員名簿 (50音順・敬称略)

	岸田 耕二	社会福祉法人すいせい 理事長
	竹内 友章	東海大学健康学部 助教
[座長]	西垣 千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
	吉岡 洋子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授
	(事務局)	福祉局政策課

策定スケジュール

	計画策定・ 検証会議	ワーキング グループ	内 容
2/6		第1回	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて意見出し
3/6		第2回	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5/25		第3回	・児童福祉施策 現状・課題・今後の方針・強み ・認知症「神戸モデル」 事業効果等 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
6/12 予定	第1回		・ワーキンググループ進捗報告・意見聴取 (・市社協 活動計画 進捗報告)
6/22 予定		第4回	・障害福祉施策 現状・課題・今後の方針・強み ・生活困窮者自立支援事業 現状・課題・今後の方針・強み ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7月		第5回	・参画と協働施策 現状・課題・今後の方針・強み ・高齢福祉施策 現状・課題・今後の方針・強み ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8月	第2回		・ワーキンググループ進捗報告(骨子)・意見聴取 ・“こうべ”の市民福祉総合計画2020 総合評価
9月		第6回	・計画本文(素案)作成
10月	第3回		・ワーキンググループ進捗報告(計画素案)・意見聴取
11月		第7回	・最終調整
12月			・パブリックコメント
1月			・計画策定、議決
2-3月			・印刷・配布

※必要に応じて市民福祉調査委員会(本会)へ報告

※新型コロナウイルス感染症の状況により変更の可能性あり

神戸っ子すこやかプラン 2024

(計画期間:令和2年度～令和6年度)

基本方針

人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子どもの貧困など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。このような中、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を解消し、子どもの特性、地域の実情を踏まえながら、妊娠・出産期から学齢期において切れ目ない支援を提供することで、子どものより良い育ちを実現します。

また、社会全体が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、子どもの最善の利益が優先されるよう協働しながら支援できる社会環境づくりを進めていきます。



(包含・連携)

神戸っ子すこやかプラン 2024

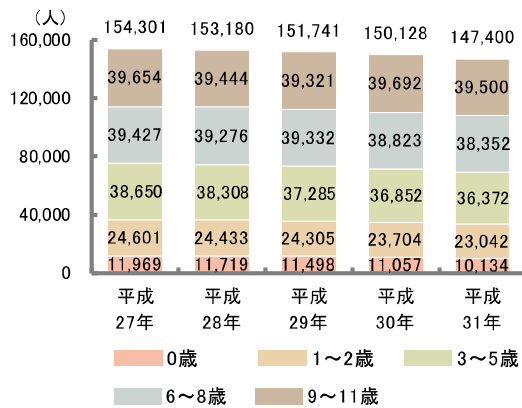
子ども・子育て支援事業計画 / 次世代育成支援対策推進行動計画 / 新・放課後子ども総合プラン / 社会的養育推進計画 / 母子保健 / 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進 / 子どもの貧困対策 / 青少年健全育成

神戸市の現状

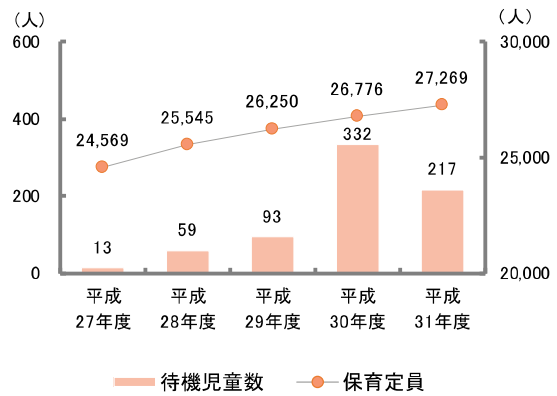
「神戸っ子すこやかプラン 2024」の策定にあたり、子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化や課題を示しています。

1 人口減少社会が進展する一方、女性の就業率の上昇等により保育ニーズが増加し、「仕事と子育ての両立」ができる環境整備が必要

年齢別子どもの人口の推移



待機児童と保育施設定員数の推移



年齢別にみると、0歳が平成27年に対し減少幅が大きく、少子化が進んでいる

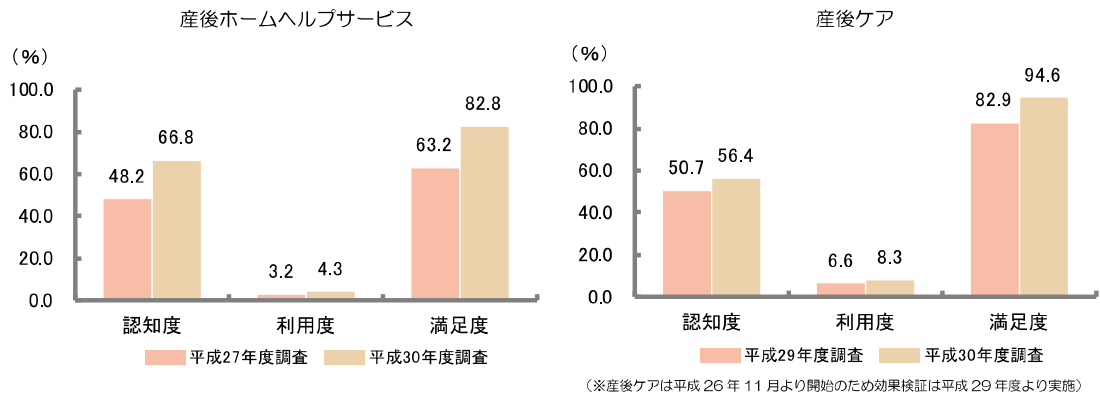
保育所等の整備を進めているものの、保育ニーズの増加により、待機児童が依然として発生している

出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

出典：神戸市資料（各年度4月1日現在）

2 「妊娠・出産・子育て期」の支援にかかる認知度の向上・利用しやすい仕組みづくりが必要

産後期事業の認知度・利用度・満足度

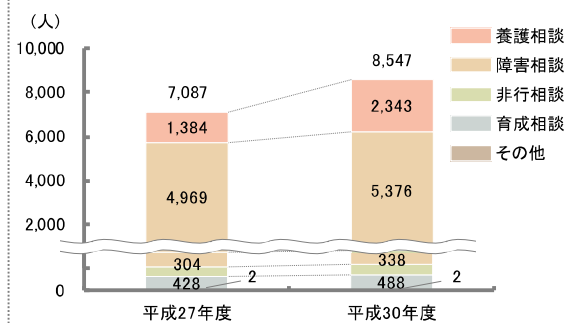


満足度は上昇しているものの認知度は伸び悩んでおり、利用度も低い状況にある

出典：神戸市次世代育成支援対策推進行動計画「新・神戸っすこやかプラン」の検証について

3 増加傾向にある「特に支援が必要な子どもたち」が健やかに成長できる環境整備が必要

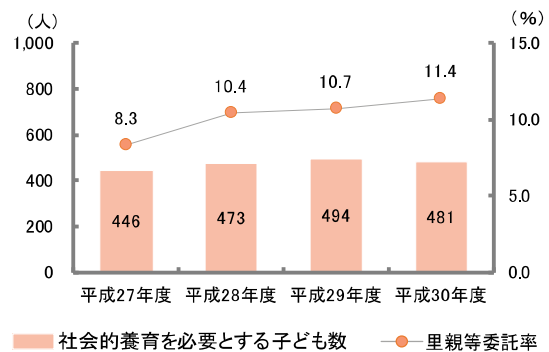
こども家庭センターの相談件数の推移



特に、虐待相談を含む養護相談、障害相談の件数が増加している

出典：神戸市資料

社会的養育を必要とする子ども数・里親等委託率の推移

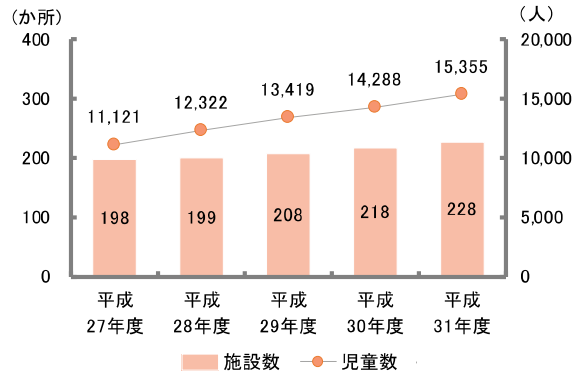


里親等委託率は平成27年度に比べ、3.1%増加しているものの、全国平均(平成29年度:19.7%)を大きく下回っている

出典：神戸市資料

4 「地域での子どもたちの安全・安心な居場所づくり・青少年の健全育成」の充実が必要

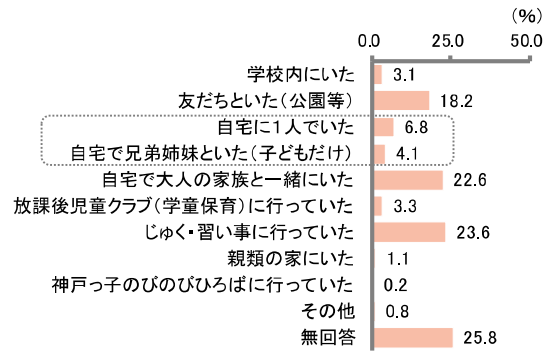
学童保育実施状況



学童保育の利用者の伸びが著しく、平成27年度に対して、1.38倍となっている

出典：神戸市資料（各年度5月1日現在）

放課後過ごしている場所（小学校高学年）

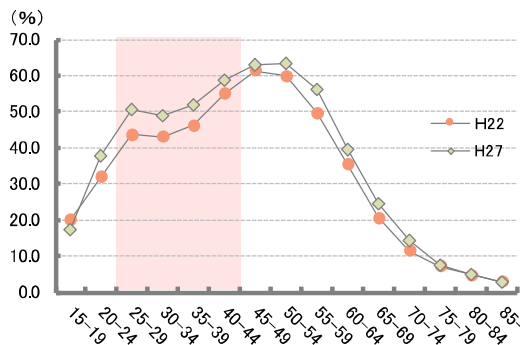


週に3日以上、放課後に1人またはきょうだいで過ごす子どもたちがいる(10.9%)

出典：神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査（平成30年度）

5 仕事と生活の調和の実現に向けた働きやすく「子育てしやすい社会環境づくり」にむけた取り組みが必要

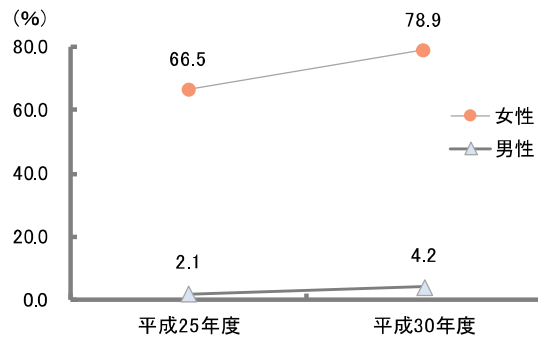
女性就業率の推移（有配偶）



25歳～44歳までの女性の就業率が伸びている

出典：国勢調査

育休を取得した割合



男性の育休を取得した割合が女性に比べて大きく下回っている

出典：神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査（平成25年度・平成30年度 0～2歳児保護者）

令和6年度（2024年度）までに取り組むべき6つの柱

神戸市の子ども・子育てを取り巻く状況や既存の計画の進捗状況、子育てサービスの利用者の満足度やニーズを踏まえながら、神戸市子ども・子育て会議において検討し、今後、5年間において取り組むべき視点として6つの柱を定めました。

①仕事と子育ての両立支援

増加する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、各区域の状況に応じて、保育定員の確保に取り組みます。また、保育人材確保に向けた支援や、特に配慮が必要な子どもたちへの支援体制を強化していきます。

②妊娠・出産・子育て期の支援

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期のサービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで確実に支援につなげる体制づくりに努めます。

③特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

児童虐待の早期発見、対応、未然・再発防止に取り組むとともに、社会的養育を必要とする子どもたち、障がい児やひとり親家庭への支援、貧困の連鎖防止などの支援を充実させます。

④地域における子育て支援・青少年の健全育成

学童保育の量の確保・質の充実をはじめ、子どもが安全・安心に過ごすことができる環境づくりを図るなど、地域における子育て支援を推進していきます。また、青少年が社会の一員としての自覚を持ち、自立と自己実現が図れるよう支援を進めます。

⑤幼児期の教育・保育の質の向上・小学校教育との連携

幼稚園、保育所、認定こども園等における質の高い教育を推進するとともに、小学校教育との円滑な接続・連携に努めます。

⑥子育てしやすい社会環境づくりと啓発

育児休業等を取得しやすい職場環境や男性の育児参加を促進するなど、仕事と子育てを両立しやすい社会環境づくりを啓発していきます。



令和6年度（2024年度）までの具体的な目標（方向性）

令和6年度（2024年度）までに取り組む6つの柱（視点）において、今後5年間で取り組むべき目標（方向性）と主な取り組みを定めました。なお、それぞれの目標の実現にあたり、必要な取り組みについては、切れ目のない支援で、取り巻く環境の変化等に適切に対応できるように検討していきます。

※量の見込み及び確保方策、その他取り組み等についてはP.10以降に記載

第1章 仕事と子育ての両立支援

目標・内容	
保育ニーズに対応した受入枠の確保	<ul style="list-style-type: none"> 増加する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズのピークと見込まれる令和4年度に必要な受け皿の確保に向けて、令和2・3年度で重点的に整備を進めます。さらに、各区域の保育ニーズの状況に応じて、既存施設の活用を基本としつつ柔軟に対応することで必要な保育定員を確保していきます。
主な取り組み	保育所等の整備/保育送迎ステーション/パーク&ライド型保育所/サテライト型小規模保育事業/幼稚園の認定こども園化/企業主導型保育への支援/幼稚園預かり保育など
利用者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各ご家庭の状況に応じた保育サービス情報の提供体制を充実させるとともに、認可保育所等へ入所できなかった方へのアフターフォロー体制を強化します。
主な取り組み	保育サービス情報提供センター/保育サービスコーディネーターなど
人口減少社会を見据えた保育施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会を見据えた既存保育施設の適正配置などを検討します。
保育人材の確保・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 保育人材確保・定着のための支援を推進するとともに、ICTシステム等の導入により、保育士等の業務負担の軽減を図ります。
主な取り組み	処遇改善の支援施策/ICTの導入による保育士等の負担軽減など
多様な地域子ども・子育て支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> すべての子育て家庭を支援するため、個々のニーズに応じたさまざまな地域子ども・子育て支援事業を実施していきます。 潜在的なニーズが見込まれる病児保育について受け皿の拡充方策を検討していきます。
主な取り組み	延長保育/幼稚園預かり保育/一時保育/子育てリフレッシュステイ/病児保育/ファミリー・サポート・センター/学童保育など

第2章 妊娠・出産・子育て期の支援

目標・内容	
ワンストップ型の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの支援を充実するとともに、ワンストップ型の包括的な相談支援体制を強化し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を推進していきます。また、様々な専門職による、よりきめ細かな相談機能を充実し、育児不安の解消や孤立化防止に努めます。
妊娠・出産・産後の支援の充実	<p>包括的支援の推進</p> <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口の専門職による相談・支援機能の充実/思いがけない妊娠SOSなど
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・産後の母体ケアや疲労回復、育児の助言指導など、育児支援や産後の心身ケア・育児サポートを行います。 <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成/産後うつ対策/産前・産後ホームヘルプサービス事業/産後ケア事業/妊婦歯科健康診査/食育の推進など
親と子の健康の確保・増進	<ul style="list-style-type: none"> ・母親や子どもの健康管理を行うとともに、子育ての不安を解消し、安心して子育てできるよう各種関係機関・地域、医療機関との連携を強化します。 <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査/新生児訪問指導等/養育支援ネット/子育てひろばなど
子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費や保育料等の負担軽減、住宅費の助成等を実施するほか、子育て世帯・多子世帯の経済的負担の軽減を充実していきます。 <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成/保育料等・学童保育利用料の軽減/児童手当/小児慢性特定疾病医療費助成/予防接種事業の推進/住居住み替え支援など

第3章 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

目標・内容	
児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市こどもを虐待から守る条例」を推進し、児童虐待への対応を強化します。 ・区役所、こども家庭センターなど、関係機関の連携を強化するとともに、こども家庭センターを再整備、体制を充実します。 ・福祉・教育・保健・医療・警察など児童に関わりのある機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」による隙間のない支援を一層強化します。 ・「養育支援ネット」等による医療機関との連携や児童虐待に関する警察との情報共有により、虐待の早期発見・対応・未然防止・再発防止等の取り組みを推進します。 <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの再整備・機能強化/区役所の児童虐待対応体制の強化/児童家庭支援センターの増設など
社会的養育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託率を向上させるとともに、社会的養育の下で生活する子どもたちが健やかに育ち自立できるよう、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいきます。また、児童養護施設等の人材確保・定着・育成を支援します。 <p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援体制の充実・啓発/児童養護施設等退所者支援の充実/施設の小規模化・高機能化など

目標・内容	
ひとり親家庭等への支援の充実	<p>・ひとり親家庭の特性やニーズに配慮しながら、生活支援や就労支援、住宅支援等、支援が必要な家庭に確実に届くよう関係機関の連携強化や施策の充実に努めます。</p> <p>主な取り組み ひとり親家庭等医療費助成/民間賃貸住宅の家賃補助/児童扶養手当/母子父子福祉資金貸付/生活相談/養育費確保対策/就業相談など</p>
貧困の連鎖防止施策の充実	<p>・子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、福祉・教育・就労・住宅など様々な分野の関係機関が連携し、子どもの貧困対策（生活安定・学力育成・就労・居住確保等）を総合的に進めます。</p> <p>主な取り組み 自立相談支援/地域福祉ネットワーク/学ぶ力・生きる力向上支援員/子どもたちへの学習支援/就労相談/住宅セーフティネットの活用など</p>
障がい児・医療的ケア児等への支援の充実	<p>・障がい児の成長段階や特性に応じた専門的な療育・相談体制の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園、学童保育等における障がい児・医療的ケア児等支援を推進します。</p> <p>主な取り組み 専門的な療育・相談体制・支援の充実/すこやか保育（教育・保育施設等のインクルーシブの推進）/医療的ケア児・発達障がい児・外国籍の児童の受入対応の充実/職員への専門研修など</p>

第4章 地域における子育て支援・青少年の健全育成

目標・内容	
新・放課後子ども総合プランの推進	<p>・放課後等の児童の安全・安心な居場所を確保するため、児童館・学童保育と学校、近隣の保育所、幼稚園等との連携を強化し、学童保育の量・質の充実に努めます。学童保育等を担う人材の確保・定着・育成を支援します。また、神戸っ子のびのびひろば（放課後子供教室）との連携を推進していきます。</p> <p>主な取り組み 学童保育の過密解消/神戸っ子のびのびひろばの充実/学童保育と神戸っ子のびのびひろばの連携推進/特別な配慮を必要とする児童への対応/学童保育の朝8時開設・昼食提供/放課後児童支援員の処遇改善など</p>
地域での子育て相談、親子のふれあい・集い・遊び場づくりの推進	<p>・子育て中の親子が孤立感や負担感を解消できるよう、地域での子育て支援を推進するとともに、親子がふれあい・集い・遊べる場や児童が天候に関係なく安全に思い切り遊ぶことができる室内施設の整備など、地域における子育て環境づくりを進めます。</p> <p>主な取り組み 総合児童センターの移転・再整備/児童館の親子館事業/大学と連携した子育て支援事業/地域子育て支援センター/おやこふらっとひろば（区役所内）/こべっこあそびひろば（学齢期前児童の遊びの地域拠点）/子ども会活動の振興/神戸っ子応援団など</p>
子どもの居場所づくり事業の推進	<p>・子どもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの育ちを支援していきます。</p> <p>主な取り組み 実施団体等への支援・助成</p>
青少年の健全育成	<p>・青少年が、社会の一員として自立と自己実現が図れるよう、自主的に活動できる場や機会を提供するとともに、青少年が安心して安全に過ごすことのできる環境づくりに努めます。</p> <p>主な取り組み 青少年会館の運営/ユースプラザ・ユースステーションの運営/成人お祝いの会/若年者就業支援の推進/青少年育成市民運動など</p>

第5章 幼児期の教育・保育の質の向上・小学校教育との連携

目標・内容	
幼児教育の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における教育は、子どもの自発的かつ主体的な活動である「遊び」から得た多様な経験を通じて、生涯にわたる豊かな人間性や生きる力の基礎を培うことを目指しており、その重要性を教育・保育従事者や家庭、地域に啓発するとともに、理解が深まる取り組みを推進します。
幼児期の教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達・学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、公私幼保合同研修や実践研究・研修を充実し相互連携を深めながら保育者としての専門性の向上を図るなど、教育・保育の質の充実に努めます。 <p>主な取り組み 公私幼保合同研修/大学と連携した乳幼児教育の実践研究・研修など</p>
小学校教育との円滑な接続連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学後の集団生活に子どもが円滑に適應するために、発達・学びの連続性について共通理解が図れるよう入学前の幼稚園・保育所・認定こども園でのアプローチカリキュラムや、入学後に小学校で行うスタートカリキュラムを充実していきます。また、多様性を尊重した教育の推進、道徳・規範意識の醸成を図るなど、小学校との連携を進め円滑な接続を推進します。 <p>主な取り組み 神戸つばめプロジェクト（幼保小連携推進事業）など</p>

第6章 子育てしやすい社会環境づくりと啓発

目標・内容	
子育てしやすく働きやすい職場環境の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生活と仕事の調和の実現に向け、育児休業を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発など、市内企業等への意識啓発を推進します。 <p>主な取り組み ワーク・ライフ・バランスに関する企業啓発事業など</p>
子育て世帯にやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った外出環境づくりをはじめ、子育て世帯にやさしい環境づくりを推進していきます。また、地域による子育て支援の輪が広がるよう推進していきます。 <p>主な取り組み 道路のバリアフリー化/まちなか街灯の増設・LED化/子育てにやさしい駅前駐輪場の整備/小児救急医療体制の確保/子育てひろばなど</p>
「子育てにいたたかい街こうべ」の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する施策やサービス情報を支援が必要な方に着実に届けるとともに、神戸で安心して子育てする魅力を発信していきます。 <p>主な取り組み 子育て応援サイト「ママフレ」/子育て応援メール/こべっこウェルカムプレゼントなど</p>

神戸っ子すこやかプラン 2024 の進捗管理

- この計画の具体的な事業については、PDCAサイクルに基づいて、毎年度、神戸市子ども・子育て会議において検証します。
- それぞれの目標の実現にあたり、必要な取り組みについては、子育て世帯のニーズ及び社会状況の変化等に適切に対応できるよう、さらに検討し実施していきます。
- 本計画は、それぞれの取り組みの成果や取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら必要に応じて見直しを行います。



神戸市の主な子育て支援施策の一覧

	出産まで	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳～
妊娠・出産・子育て期の支援	ワンストップ型の相談支援体制の充実						
	思いがけない妊娠 SOS	新生児訪問指導					
	特定不妊治療費助成	子育てひろば・教室					
	産前・産後ホームヘルプサービス						
		産後うつ対策					
		産後ケア事業					
		各種健康診査の充実					
		任意予防接種費助成					
		子育て世帯への住居支援	学童保育利用料の軽減				
		保育料等の軽減					
仕事と子育ての両立支援	保育所等の整備 パーク&ライト型保育所、企業主導型保育						
	サテライト型 小規模保育事業		保育送迎 ステーション				
	保育サービス情報提供センター・ 保育サービスコーディネーター						
	幼稚園の認定こども園化・預かり保育						
	保育士等の処遇改善						
	ICTシステムによる 保育士負担軽減						
	延長保育						
	一時保育						
	子育てリフレッシュステイ						
	病児保育						
ファミリー・サポート・センター							
		学童保育					
特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援	「神戸市子どもを虐待から守る条例」の推進/ こども家庭センターの再整備・機能強化/区役所の児童虐待対応体制の強化 等						
	児童家庭支援センターの増設/里親支援体制の充実・啓発/児童養護施設退所者支援の充実/施設の小規模化・高機能化						
	ひとり親家庭等への支援（ひとり親家庭等医療費助成/民間賃貸住宅の家賃補助/児童扶養手当/ 母子父子寡婦福祉資金貸付/生活相談/養育費確保対策/就業相談 等）						
	貧困の連鎖防止施策（自立相談支援/地域福祉ネットワーク/学ぶ力・生きる力向上支援員/子どもたちへの学習支援/ 就労相談/住宅セーフティネットの活用 等）						
地域における子育て支援・青少年の健全育成	総合児童センター						
	児童館						
	大学と連携した子育て支援		学童保育 ・過密解消 ・支援員の処遇改善 ・朝8時間設 ・昼食提供 ・特別な配慮を必要とする児童への対応 等		青少年会館		
	地域子育て支援センター		こへっこあそびひろば		ユースプラザ・ユースステーション		成人病検診の会
	こへっこあそびひろば		神戸っ子のひのひひろば		若年者就業支援		
			子ども会				
			神戸っ子応援団				
			子どもの居場所づくり				
			青少年育成市民運動				
	幼児期の教育・保育の質の向上・小学校教育との連携	幼児期教育の実践研究・研修		公私立保育所研修			
		神戸つばめプロジェクト					
子育てしやすい社会環境づくりと啓発	子育て応援メール						
	こへっこウェルカムプレゼント						
	子育て応援サイト「ママフレ」						
小児救急医療体制の確保							

神戸っ子すこやかプラン 2024 資料編

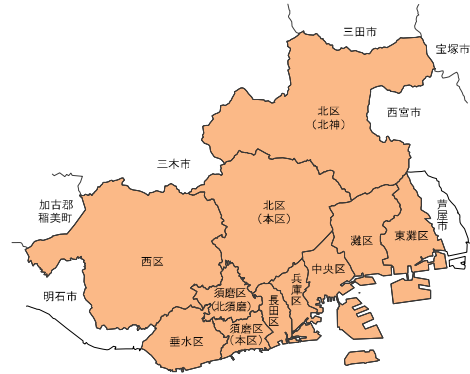
【子ども・子育て支援事業※の量の見込みと確保方策】

※子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める支援事業

I 教育・保育について(教育・保育施設、地域型保育事業)

提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」という。)を、現行の児童福祉行政の単位である行政区、北神区役所管内及び北須磨支所管内の 11 区域とします。



各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

「量の見込み」及び「確保方策」の考え方について

- 平成 30 年 12 月に実施した「神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」の結果から、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(平成 31 年 4 月内閣府)」に基づき算出した数値を、教育・保育の「量の見込み」とします。
なお、区域内または区域間の保育需給の均衡を図るため、保育需要の地域的な偏在がある場合は、広域利用の手法を活用することも検討します。

2号子ども(保育を必要とする3歳以上児)・3号子ども(保育を必要とする3歳未満児)の確保方策について

○量の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,785	1,786	1,793	1,789	1,783
1～2歳	11,195	11,373	11,962	11,958	11,942
3～5歳	16,339	16,099	15,644	15,409	15,363
合計	29,319	29,258	29,399	29,156	29,088

○確保方策

(人)

	令和2年度	確保量	令和3年度	確保量	令和4年度	確保量	令和5年度	確保量	令和6年度
0歳	2,399	33	2,432	34	2,466	10	2,476	19	2,495
1～2歳	9,641	582	10,223	603	10,826	80	10,906	98	11,004
3～5歳	16,442	329	16,771	283	17,054	33	17,087	43	17,130
合計	28,482	944	29,426	920	30,346	123	30,469	160	30,629

- 増加する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、各区域の状況に応じて、保育定員の確保に取り組みます。

（企業主導型保育事業が保育利用希望者の受け皿として機能すると考えられることから、量の見込みから企業主導型保育事業の定員を除いた数値を必要量とします。）

- 全市の保育ニーズのピークと見込まれる令和4年度に必要な受け皿の確保にむけて、令和2年度・3年度の2か年で重点的に整備を進めます。
- 施設の新設整備とあわせて、既存施設での定員構成の見直しや、定員の弾力的運用による受け入れなど、既存施設の活用を基本としつつ、柔軟な対応を行っていきます。
- 利用希望者数が引き続き増加することが見込まれる区域については、令和4年度以降についても、区域の状況にあわせた定員確保を行います。

なお、計画の検証・評価を毎年度実施するとともに、住宅供給の状況等により利用希望者数が大きく変動する場合などは、必要に応じて計画の見直しを行います。

1号子ども（保育を必要としない3歳以上児）＋2号子ども（保育を必要とする3歳以上児で幼児教育利用希望強）の確保方策について

○量の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳	17,904	17,750	16,581	15,975	15,596

○確保方策

(人)

	令和2年度	確保量	令和3年度	確保量	令和4年度	確保量	令和5年度	確保量	令和6年度
3～5歳	22,896	—	22,826	—	22,826	—	22,826	—	22,826

- 利用定員が「量の見込み」を大きく上回っていることから、新たな施設整備は行わないものとし、また、幼稚園から認定こども園への移行を積極的に推進します。一方で、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の利用増や住宅供給の状況等により、受入枠が不十分となる区域においては、新たな施設整備は行わないものの、利用定員の増については、状況を検証しつつ柔軟に対応することとします。

教育・保育の量の見込みと確保方策（全市）

（人）

		令和2年度				令和3年度			
		3号 0歳	3号 1～2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み		1,785	11,195	16,339	17,904	1,786	11,373	16,099	17,750
企業主導型保育事業		138	1,136	137		138	1,136	137	
確保方策	特定教育・ 保育施設	1,857	7,828	16,442	12,206	1,857	8,145	16,771	12,136
	確認を受けない 幼稚園				10,690				10,690
	特定地域型 保育事業	542	1,813			575	2,078		
	合計	2,399	9,641	16,442	22,896	2,432	10,223	16,771	22,826
保育利用率		16.7%	52.1%			16.9%	53.6%		

		令和4年度				令和5年度			
		3号 0歳	3号 1～2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み		1,793	11,962	15,644	16,581	1,789	11,958	15,409	15,975
企業主導型保育事業		138	1,136	137		138	1,136	137	
確保方策	特定教育・ 保育施設	1,857	8,434	17,054	12,136	1,857	8,471	17,087	12,136
	確認を受けない 幼稚園				10,690				10,690
	特定地域型 保育事業	609	2,392			619	2,435		
	合計	2,466	10,826	17,054	22,826	2,476	10,906	17,087	22,826
保育利用率		17.2%	55.2%			17.5%	56.0%		

		令和6年度			
		3号 0歳	3号 1～2歳	2号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み		1,783	11,942	15,363	15,596
企業主導型保育事業		138	1,136	137	
確保方策	特定教育・ 保育施設	1,857	8,497	17,130	12,136
	確認を受けない 幼稚園				10,690
	特定地域型 保育事業	638	2,507		
	合計	2,495	11,004	17,130	22,826
保育利用率		17.7%	56.8%		

※特定教育・保育施設
 …認定こども園、幼稚園、保育所
 ※確認を受けない幼稚園
 …私立幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園
 ※特定地域型保育事業
 …小規模保育、事業所内保育等

教育・保育の量の見込みと確保方策（区域）

○2号子ども・3号子ども

(人)

		量の見込み					確保方策				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東灘区	0歳	289	273	258	248	238	412	415	418	418	418
	1~2歳	1,746	1,766	1,817	1,809	1,798	1,526	1,605	1,612	1,612	1,612
	3~5歳	2,387	2,364	2,337	2,321	2,328	2,382	2,459	2,459	2,459	2,459
	計	4,422	4,403	4,412	4,378	4,364	4,320	4,479	4,489	4,489	4,489
灘区	0歳	175	177	178	178	177	254	257	260	260	260
	1~2歳	1,125	1,150	1,235	1,232	1,229	985	1,035	1,119	1,119	1,119
	3~5歳	1,500	1,491	1,426	1,412	1,429	1,418	1,444	1,474	1,474	1,474
	計	2,800	2,818	2,839	2,822	2,835	2,657	2,736	2,853	2,853	2,853
中央区	0歳	187	193	200	205	209	250	253	256	259	262
	1~2歳	1,129	1,212	1,329	1,382	1,440	1,017	1,096	1,099	1,152	1,210
	3~5歳	1,454	1,470	1,460	1,465	1,496	1,484	1,561	1,561	1,574	1,591
	計	2,770	2,875	2,989	3,052	3,145	2,751	2,910	2,916	2,985	3,063
兵庫区	0歳	135	143	152	156	160	142	145	148	151	154
	1~2歳	709	725	792	808	823	556	606	652	668	683
	3~5歳	990	1,016	1,035	1,057	1,064	1,061	1,087	1,111	1,111	1,111
	計	1,834	1,884	1,979	2,021	2,047	1,759	1,838	1,911	1,930	1,948
北区 (本区)	0歳	94	81	70	63	57	128	131	134	134	134
	1~2歳	711	727	771	759	745	582	617	721	721	721
	3~5歳	1,078	1,022	951	906	890	1,103	1,103	1,132	1,132	1,132
	計	1,883	1,830	1,792	1,728	1,692	1,813	1,851	1,987	1,987	1,987
北区 (北神)	0歳	107	118	130	142	155	130	133	136	139	152
	1~2歳	611	632	654	654	655	536	571	618	627	652
	3~5歳	958	906	864	826	816	926	926	955	955	955
	計	1,676	1,656	1,648	1,622	1,626	1,592	1,630	1,709	1,721	1,759
長田区	0歳	121	117	113	110	107	179	182	185	185	185
	1~2歳	784	761	790	780	769	698	729	750	750	750
	3~5歳	1,204	1,221	1,178	1,167	1,142	1,410	1,415	1,415	1,415	1,415
	計	2,109	2,099	2,081	2,057	2,018	2,287	2,326	2,350	2,350	2,350
須磨区 (本区)	0歳	98	102	106	106	106	103	106	109	109	109
	1~2歳	512	503	499	487	474	414	435	463	463	463
	3~5歳	857	880	905	925	951	842	857	889	909	935
	計	1,467	1,485	1,510	1,518	1,531	1,359	1,398	1,461	1,481	1,507
須磨区 (北須磨)	0歳	94	93	92	90	87	100	103	105	106	106
	1~2歳	573	588	609	611	611	406	441	496	498	498
	3~5歳	790	767	747	702	673	840	840	840	840	840
	計	1,457	1,448	1,448	1,403	1,371	1,346	1,384	1,441	1,444	1,444
垂水区	0歳	255	273	292	298	304	326	329	334	334	334
	1~2歳	1,592	1,588	1,676	1,671	1,661	1,369	1,477	1,591	1,591	1,591
	3~5歳	2,344	2,402	2,377	2,366	2,358	2,164	2,252	2,361	2,361	2,361
	計	4,191	4,263	4,345	4,335	4,323	3,859	4,058	4,286	4,286	4,286
西区	0歳	230	216	202	193	183	375	378	381	381	381
	1~2歳	1,703	1,721	1,790	1,765	1,737	1,552	1,611	1,705	1,705	1,705
	3~5歳	2,777	2,560	2,364	2,262	2,216	2,812	2,827	2,857	2,857	2,857
	計	4,710	4,497	4,356	4,220	4,136	4,739	4,816	4,943	4,943	4,943
合計	0歳	1,785	1,786	1,793	1,789	1,783	2,399	2,432	2,466	2,476	2,495
	1~2歳	11,195	11,373	11,962	11,958	11,942	9,641	10,223	10,826	10,906	11,004
	3~5歳	16,339	16,099	15,644	15,409	15,363	16,442	16,771	17,054	17,087	17,130
	計	29,319	29,258	29,399	29,156	29,088	28,482	29,426	30,346	30,469	30,629

○1号子ども

(人)

		量の見込み					確保方策				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東灘	3~5歳	2,908	2,883	2,693	2,594	2,533	3,262	3,262	3,262	3,262	3,262
灘区	3~5歳	1,826	1,811	1,691	1,630	1,591	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
中央区	3~5歳	982	973	908	876	855	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
兵庫区	3~5歳	738	732	684	659	643	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
北区 (本区)	3~5歳	1,339	1,327	1,240	1,194	1,166	1,821	1,821	1,821	1,821	1,821
北区 (北神)	3~5歳	1,144	1,134	1,060	1,021	997	1,679	1,679	1,679	1,679	1,679
長田区	3~5歳	816	809	756	728	711	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
須磨区 (本区)	3~5歳	1,496	1,483	1,386	1,335	1,303	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
須磨区 (北須磨)	3~5歳	879	871	814	784	765	997	997	997	997	997
垂水区	3~5歳	3,058	3,032	2,832	2,729	2,664	4,097	4,027	4,027	4,027	4,027
西区	3~5歳	2,718	2,695	2,517	2,425	2,368	3,152	3,152	3,152	3,152	3,152
合計	3~5歳	17,904	17,750	16,581	15,975	15,596	22,896	22,826	22,826	22,826	22,826

教育・保育の提供体制の確保方策（2号認定及び3号認定）

（人）

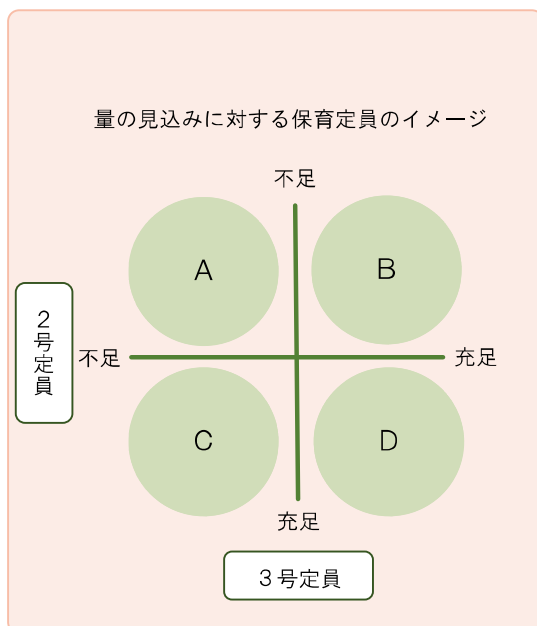
	区 分		利 用 定 員				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	2号（3～5歳）	教育・保育施設	16,442	16,771	17,054	17,087	17,130
		教育・保育施設	7,828	8,145	8,434	8,471	8,497
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	1,813	2,078	2,392	2,435	2,507
		計	9,641	10,223	10,826	10,906	11,004
	3号（0歳）	教育・保育施設	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
		地域型保育事業	542	575	609	619	638
	計	2,399	2,432	2,466	2,476	2,495	
合 計		28,482	29,426	30,346	30,469	30,629	
東灘区	2号（3～5歳）	教育・保育施設	2,382	2,459	2,459	2,459	2,459
		教育・保育施設	1,264	1,327	1,327	1,327	1,327
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	262	278	285	285	285
		計	1,526	1,605	1,612	1,612	1,612
	3号（0歳）	教育・保育施設	336	336	336	336	336
		地域型保育事業	76	79	82	82	82
	計	412	415	418	418	418	
合 計		4,320	4,479	4,489	4,489	4,489	
灘区	2号（3～5歳）	教育・保育施設	1,418	1,444	1,474	1,474	1,474
		教育・保育施設	737	771	807	807	807
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	248	264	312	312	312
		計	985	1,035	1,119	1,119	1,119
	3号（0歳）	教育・保育施設	185	185	185	185	185
		地域型保育事業	69	72	75	75	75
	計	254	257	260	260	260	
合 計		2,657	2,736	2,853	2,853	2,853	
中央区	2号（3～5歳）	教育・保育施設	1,484	1,561	1,561	1,574	1,591
		教育・保育施設	704	767	767	804	830
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	313	329	332	348	380
		計	1,017	1,096	1,099	1,152	1,210
	3号（0歳）	教育・保育施設	165	165	165	165	165
		地域型保育事業	85	88	91	94	97
	計	250	253	256	259	262	
合 計		2,751	2,910	2,916	2,985	3,063	
兵庫区	2号（3～5歳）	教育・保育施設	1,061	1,087	1,111	1,111	1,111
		教育・保育施設	458	492	528	528	528
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	98	114	124	140	155
		計	556	606	652	668	683
	3号（0歳）	教育・保育施設	108	108	108	108	108
		地域型保育事業	34	37	40	43	46
	計	142	145	148	151	154	
合 計		1,759	1,838	1,911	1,930	1,948	
北区 （本区）	2号（3～5歳）	教育・保育施設	1,103	1,103	1,132	1,132	1,132
		教育・保育施設	508	508	548	548	548
	3号（1～2歳）	地域型保育事業	74	109	173	173	173
		計	582	617	721	721	721
	3号（0歳）	教育・保育施設	98	98	98	98	98
		地域型保育事業	30	33	36	36	36
	計	128	131	134	134	134	
合 計		1,813	1,851	1,987	1,987	1,987	

教育・保育の提供体制の確保方策（2号認定及び3号認定）

（人）

	区 分		利 用 定 員				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北区 (北神)	2号(3~5歳)	教育・保育施設	926	926	955	955	955
		教育・保育施設	430	430	461	461	461
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	106	141	157	166	191
		計	536	571	618	627	652
	3号(0歳)	教育・保育施設	91	91	91	91	91
		地域型保育事業	39	42	45	48	61
	計	130	133	136	139	152	
合 計		1,592	1,630	1,709	1,721	1,759	
長田区	2号(3~5歳)	教育・保育施設	1,410	1,415	1,415	1,415	1,415
		教育・保育施設	673	688	688	688	688
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	25	41	62	62	62
		計	698	729	750	750	750
	3号(0歳)	教育・保育施設	169	169	169	169	169
		地域型保育事業	10	13	16	16	16
	計	179	182	185	185	185	
合 計		2,287	2,326	2,350	2,350	2,350	
須磨区 (本区)	2号(3~5歳)	教育・保育施設	842	857	889	909	935
		教育・保育施設	346	351	369	369	369
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	68	84	94	94	94
		計	414	435	463	463	463
	3号(0歳)	教育・保育施設	80	80	80	80	80
		地域型保育事業	23	26	29	29	29
	計	103	106	109	109	109	
合 計		1,359	1,398	1,461	1,481	1,507	
須磨区 (北須磨)	2号(3~5歳)	教育・保育施設	840	840	840	840	840
		教育・保育施設	390	390	390	390	390
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	16	51	106	108	108
		計	406	441	496	498	498
	3号(0歳)	教育・保育施設	92	92	92	92	92
		地域型保育事業	8	11	13	14	14
	計	100	103	105	106	106	
合 計		1,346	1,384	1,441	1,444	1,444	
垂水区	2号(3~5歳)	教育・保育施設	2,164	2,252	2,361	2,361	2,361
		教育・保育施設	1,005	1,097	1,179	1,179	1,179
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	364	380	412	412	412
		計	1,369	1,477	1,591	1,591	1,591
	3号(0歳)	教育・保育施設	220	220	220	220	220
		地域型保育事業	106	109	114	114	114
	計	326	329	334	334	334	
合 計		3,859	4,058	4,286	4,286	4,286	
西区	2号(3~5歳)	教育・保育施設	2,812	2,827	2,857	2,857	2,857
		教育・保育施設	1,313	1,324	1,370	1,370	1,370
	3号(1~2歳)	地域型保育事業	239	287	335	335	335
		計	1,552	1,611	1,705	1,705	1,705
	3号(0歳)	教育・保育施設	313	313	313	313	313
		地域型保育事業	62	65	68	68	68
	計	375	378	381	381	381	
合 計		4,739	4,816	4,943	4,943	4,943	

(補足資料) 2号・3号子どもの状況別の確保方策の考え方



(A) 2号定員・3号定員ともに不足している場合
幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される2号定員及び3号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、教育・保育施設の新設整備、小規模保育事業や事業所内保育事業で対応します。

(B) 2号定員は充足し3号定員は不足している場合
幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される3号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、小規模保育事業や事業所内保育事業、教育・保育施設の新設整備で対応します。

その上で、さらに小規模な(5人以下)保育需要しか見込めない地域に対しては、補完的な役割として家庭的保育事業で対応します。なお、居宅訪問型保育事業については、安全性の確保を図りつつ、障がい・疾病等のため集団保育が著しく困難な乳幼児に対する保育等、限定的なものとして実施することとします。

(C) 2号定員は不足し、3号定員は充足している場合

幼稚園から認定こども園への移行に伴い設定される2号定員、既存施設の増築や分園の整備で対応することを基本としつつ、それでも不足する場合は、教育・保育施設の新設整備で対応します。また、幼稚園における長時間・通年の預かり保育についても利用できるよう促進します。

(D) 2号定員・3号定員ともに充足している場合

基本的に新たな施設整備は行いませんが、大規模マンションの建設やエリアの広い区域における局所的な保育需要の高まりに対応する必要がある場合や、経済動向などにより保育需要が大きく変動する場合は、状況を検証しつつ柔軟に対応していきます。また、将来的にも保育定員が過剰となることが想定される地域については、需給調整の方策も検討していきます。

認定こども園の普及について

認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可することとします。

その際、供給過剰区域においては、保育所から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下、また、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は10人以下とします。

ただし、2・3号子どもについては、現に在籍する保育の必要な子どもの数が10人を超える場合は、その数を上限とします。

II 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

※国の算定式（平成31年4月23日付内閣府発出手引き）

本市事業名 【国の事業名】		指標 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業 【時間外保育事業】	量の見込み	実人数	3,725	3,717	3,735	3,704	3,696
	確保方策	(人)	3,725	3,717	3,735	3,704	3,696
	考え方		国の示す算定式に加え、定期的な教育・保育施設の利用見込みの伸びに応じ、全市の保育ニーズに連動して延長保育利用も伸びるものとして、量の見込みを算出しています。				
幼稚園預かり 保育事業 【一時預かり事業 (幼稚園型)】	量の見込み	延べ人数	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	確保方策	(人日)	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	考え方		国の示す算定式に加え、利用実績の伸びや女性就業率の伸びを踏まえて、量の見込みを算出しています。				
一時保育事業 【一時預かり事業 (一般型)】	量の見込み	延べ人数	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	確保方策	(人日)	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	考え方		国の示す算定式により、算出した数から、定期的な教育・保育施設の利用者を除いて量の見込みを算出しています。				
病児保育事業 【病児・病後児 保育事業】	量の見込み	延べ人数	20,873	20,829	20,928	20,754	20,704
	確保方策	(人日)	25,680	25,680	25,680	25,680	25,680
	考え方		国の示す算定式に加え、定期的な教育・保育施設の利用見込みの伸びに応じ、全市の保育ニーズに連動して病児保育利用も伸びるものとし、これにキャンセル率(25%)を考慮して量の見込みを算出しています。 ただし、時期によっては利用できない人が一定数いることや、まだ整備されていない地域があること等から、今後も順次必要な受け皿の拡充方策を検討していきます。				
保育サービス コーディネーター 【利用者支援事業】	量の見込み	箇所数	12(16人)	12(16人)	12(16人)	12(16人)	12(16人)
	確保方策	(箇所)	12(16人)	12(16人)	12(16人)	12(16人)	12(16人)
	考え方		保育サービスコーディネーターを各区役所・支所に配置し、個々の状況にあった決め細やかな保育サービス情報を提供しています。 また、保育サービス情報提供センターを活用し、認可施設だけでなく認可外施設の情報も集約し、より市民ニーズにあった情報提供や相談業務を展開していきます。				
子育てリフレッシュ ステイ事業 【子育て短期 支援事業】	量の見込み	ショート ステイ	2,122	1,897	1,696	1,516	1,355
		デイ サービス	2,164	1,969	1,792	1,632	1,484
	確保方策	ショート ステイ	2,122	1,897	1,696	1,516	1,355
		デイ サービス	2,164	1,969	1,792	1,632	1,484
単位:延べ人数		考え方	児童養護施設での受け入れ枠を拡大する一方、定期的な教育・保育利用の増加に伴い減少している利用実績を踏まえて、量の見込みを算出しています。				
地域子育て支援 センター事業・大 学と連携した子 育て支援事業・ 児童館における 親子館事業 【地域子育て 支援拠点事業】	量の見込み	延べ人数	51,143	50,442	50,851	50,020	49,118
	確保方策	箇所数	12/9/120	12/9/120	12/9/120	12/9/120	12/9/120
	考え方		※確保方策は、左から地域子育て支援センター事業/大学と連携した子育て支援事業/児童館における親子館事業の順 国の示す算定式により算出した数から、定期的な保育施設等の利用を希望する世帯(3号認定)を除くとともに、利用実績を乗じて、量の見込みを算出しています。				

本市事業名 【国の事業名】		指標 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て援助活動支援事業】	量の見込み	週あたり延べ人数	554	550	542	536	519
	確保方策	(人)	245	314	383	451	519
	考え方		国の示す算定式に加え、小学校低学年児童及び高学年児童の利用実績日数を乗じて、量の見込みを算出しています。 今後、積極的な広報活動を通じた協力会員・両方会員のさらなる増加や、マッチング（依頼に対する協力会員の紹介）件数の拡大に努め、増大するニーズに対応していきます。				
新生児訪問指導事業 【乳児家庭全戸訪問事業】	量の見込み	実人数	10,280	10,128	9,960	9,782	9,589
	確保方策	実施体制	160	160	160	160	160
	考え方		出生数に平均訪問指導率（96.0%）を乗じて、量の見込みを算出しています。				
保健師による相談・指導 【養育支援訪問事業】	量の見込み	延べ回数	2,058	2,085	2,112	2,139	2,168
	確保方策	実施体制	58	58	58	58	58
	考え方		訪問人数に平均訪問回数（1.50回）を乗じて、量の見込みを算出しています。				
産前産後ホームヘルプサービス事業 【養育支援訪問事業】	量の見込み	延べ回数	2,301	2,531	2,784	3,062	3,368
	確保方策	実施体制 (事業所)	15	15	17	17	17
	考え方		利用実績に平均伸び率を乗じて、量の見込みを算出しています。 また、実施体制の充実により、必要な利用量に対応していくとともに、利用度の向上にむけて広報活動を強化していきます。				
養育支援ヘルパー派遣事業 【養育支援訪問事業】	量の見込み	延べ回数	163	175	188	201	216
	確保方策	実施体制 (事業所)	15	15	17	17	17
	考え方		利用実績に平均伸び率を乗じて、量の見込みを算出しています。 引き続き、実施体制の充実により、必要な利用量に対応していきます。				
妊婦健康診査事業 【妊婦健康診査事業】	量の見込み	妊娠届出数	11,350	11,183	10,998	10,801	10,588
		受診回数	143,010	140,906	138,575	136,093	133,409
	確保方策	実施場所	産科婦人科医療機関・助産所				
		実施体制 検査項目	医師が必要と認めた検査				
考え方		妊娠届出数に1人あたりの平均受診回数（12.6回）を乗じて受診回数を算出しています。					
実費徴収に係る補足給付を行う事業	考え方		国制度に即して、施設・事業者が日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について実費徴収を行う場合、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。				
			対象者		補助上限額		
		教材費・行事費等	生活保護世帯等にかかる1～3号子ども		月額 2,500円		
給食費 (副食材料費)	新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の子ども		月額 4,500円				

放課後児童クラブ 【放課後児童健全育成事業】	量の見込み	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		小学1年生	5,328	5,434	5,543	5,654	5,767
		小学2年生	4,442	4,509	4,577	4,646	4,716
		小学3年生	3,505	3,551	3,597	3,644	3,692
		小学4年生	1,989	2,037	2,086	2,137	2,189
		小学5年生	775	784	793	802	811
		小学6年生	576	578	581	583	585
		合計	16,615	16,893	17,177	17,466	17,760
確保方策		16,615	16,893	17,177	17,466	17,760	

考え方

- 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量、実施場所の確保策
 学童保育を必要とするすべての児童を受け入れるため、教育委員会と連携し、各小学校の状況を踏まえた上で学校内での実施場所の確保を行い、学校内で確保できない場合は地域の会館や民間物件の活用、民設助成による支援を行い、量の拡充を進めます。
 【学童保育利用人数】 平成31年度実績 15,355人 ⇒ 令和6年度目標 17,760人
- 神戸っ子のびのびひろばの充実（小学校の余裕教室等の活用方策含む）
 小学校施設を活用した放課後の居場所づくりとして、「神戸っ子のびのびひろば」を学校教育に支障が生じない限り学校内の施設を積極的に活用し、地域の方々の協力を得て、継続して実施する。また、人材の確保や研修の充実等による指導員のスキルアップに取り組みます。
- 放課後児童クラブと神戸っ子のびのびひろばの連携への対応方策
 学童保育児童を含むすべての児童の放課後等の居場所づくりを進めるため、学童保育と神戸っ子のびのびひろばの連携を進めます。
 学校内の施設を活用し、同一の小学校内で学童保育と神戸っ子のびのびひろばを実施する場合、両事業の一体型として学童保育児童を含むすべての児童が神戸っ子のびのびひろばのプログラムに参加できるよう取組みを進めます。【事業量】平成31年度実績 65校 ⇒ 令和6年度目標 80校
- 特別な配慮を必要とする児童への対応方策
 障がいのある児童や、虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、学童保育と、家庭、学校、関係機関等の連携強化を図ります。
- 学童保育の質の確保（地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長等）
 長期休業中等の朝8時開設、昼食提供など、保護者ニーズを踏まえてサービスを拡充するとともに、放課後児童支援員の体制強化及び資質の向上や、処遇改善も含めた人材確保策をあわせて行い、児童の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童保育の質の向上に取り組みます。
- 学童保育等における児童の自主性、社会性等の向上を図る取り組み
 学童保育等で児童が過ごす中で、自主性、社会性がはぐくまれるよう、一人ひとりの発達過程に応じた支援を行います。
- 学童保育等の果たす役割についての利用者、周辺住民への周知の推進
 保護者との信頼関係を築き、学校、関係機関、地域等と連携して育成支援できるよう、各学童保育施設における取り組み等について、利用者や地域住民への周知を推進します。
- こども家庭局と教育委員会との連携
 新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、こども家庭局と教育委員会が定期的に会議を行う等、情報を共有し、共に取組むとともに、運営にあたっては児童の安全安心な居場所となるために個人情報保護に配慮しながら連携していきます。
 学童保育、神戸っ子のびのびひろば、両事業の実施場所として、学校教育に支障が生じない限り学校内の施設を積極的に活用します。

第1章 仕事と子育ての両立支援

※取り組み内容は計画策定時点を記載

事業名	取り組み内容
保育所等の整備	【教育・保育施設等の利用定員（2号・3号子ども）】 令和2年4月1日 28,482人 → 令和6年4月1日 30,629人
保育送迎ステーション	用地確保が困難な地域における保育ニーズに対応するため、利便性の高い駅周辺に子ども（3～5歳）を預けるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎します。
パーク&ライド型保育所	保育ニーズの地域偏在を是正するため、保護者がマイカーで子どもを預けた後、駐車したまま最寄りの駅から電車で通勤できる駐車場併設型の保育所を整備します。
サテライト型小規模保育事業の推進	本園の0～2歳児をサテライト型小規模保育施設で預かることで、本園の3～5歳児の保育定員を拡大します。
市有地等の公有財産の活用	区役所庁舎における小規模保育施設の整備や旧公立幼稚園舎の改修により保育所として活用し、保育定員の拡大を図ります。
事業者支援の充実による施設整備の促進	整備費の事業者負担の軽減や定員拡大に対する支援等により、保育施設の整備及び定員拡大を促進します。
幼稚園の認定こども園化	幼稚園の認定こども園化を支援します。
企業主導型保育への支援	市内で企業主導型保育を整備する事業者を支援します。
幼稚園預かり保育	保護者の多様な保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や土曜日、長期休業日にも希望する在園児の預かりを実施します。

○利用者支援の充実

事業名	取り組み内容
保育サービスコーディネーター	各区に配置した保育サービスコーディネーターを中心に、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を充実させます。
保育サービス情報提供センター	保育サービスコーディネーターと連携し、認可保育所等へ入所できなかった方へのアフターフォローを強化し、待機児童解消に努めます。

○人口減少社会を見据えた保育施設の適正配置

○保育人材の確保・定着支援

事業名	取り組み内容
処遇改善の支援施策	保育人材の確保のため処遇改善など本市独自の支援施策を展開します。
ICTシステムの導入による保育士等の負担軽減	保育所等におけるICTシステム（登降園管理システム・睡眠中の事故防止機器等）について、令和3年度までに希望する園の導入率100%を目指します。

○多様な地域子ども・子育て支援事業の推進

事業名	取り組み内容
延長保育	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う延長保育のニーズに対応します。
幼稚園預かり保育	幼稚園における在園児の預かり保育を実施するとともに、多様なニーズに対応するため、実施園の拡大、2歳児の預かりの推進を図ります。
一時保育	保護者のパート就労等や、急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などを図るため、一時保育のニーズに対応します。
子育てリフレッシュステイ	保護者が病気等の時に児童養護施設等において子どもを預かることにより子育て負担を軽減します。
ファミリー・サポート・センター	急な用事で子どもの世話が出来ないときに、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（協力会員）をマッチングすることで地域人材の活用を図り、仕事と子育ての両立を支援します。また、広報強化、協力会員等養成講習の充実、登録の簡素化などを図ります。
病児保育	児童が病気等のため、他の児童との集団生活が困難な時期に、病院・診療所に併設されたスペースで一時的に保育を行います。市内の整備状況及びニーズを勘案しながら、今後も順次必要な受け皿の拡充方策を検討していきます。
放課後児童クラブ（学童保育）	第4章「地域における子育て支援・青少年の健全育成」に記載

第2章 妊娠・出産・子育て期の支援

○ワンストップ型の相談支援体制の充実

事業名	取り組み内容
妊娠の届出	妊娠早期から、妊娠・出産・育児について必要な情報を得て安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠届をできるだけ早期に提出するよう啓発を行います。また、全妊婦に面接を行い、相談・支援、サービス等の情報提供を行うとともに、ハイリスク妊婦の早期把握・支援に努めるなど保健指導を行います。
思いがけない妊娠 SOS	思いがけない妊娠等により戸惑っている方に、助産師がメールや電話で相談に応じ、相談者の主体的な選択をサポートし、悩みの解決を支援します。
区役所窓口の専門職による相談・支援機能の充実	様々な専門職が、子育てに悩んでいる方や地域で子育てを支援している方等からの相談等に応じ、安心できる子育て支援を目指します。
子育て世代包括支援センター	相談機能の強化を図り、妊娠期から子育て期のすべての相談に総合的に対応し、切れ目のない支援を提供する拠点を整備として、育児の不安解消や孤立化の防止、児童虐待の予防等を図ります。

○妊娠・出産・産後の支援の充実

事業名	取り組み内容
特定不妊治療助成	身体的・精神的な負担に加え、高額な医療費が必要となる特定不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
特定不妊治療助成に関する相談・支援	不妊症及び不妊治療に関する幅広い啓発や、相談体制の充実により、不妊に悩む夫婦の支援に努めます。
産後うつ対策	産後うつを早期発見し、重症化予防・早期回復を促すため、新生児訪問指導時や4か月児健診時に産後うつスクリーニングを実施します。また、特に支援が必要な方には、家庭訪問やカウンセリングも実施します。
産前・産後ホームヘルプサービス事業	妊娠中や出産後間もない時期に、子育てに対して強い不安感や孤立感を抱えている家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助・助言を行います。
産後ケア事業	育児不安が強い母親を対象に、産後早期に助産所等で宿泊や通所により、産後の母体のケアや疲労の回復、育児に関する助言指導・相談を行うことで、育児支援や児童虐待の予防に努めます。
養育支援ヘルパー派遣事業	特に支援が必要と認められる家庭、児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助・助言を行い、養育環境の維持・改善、家庭の養育力及び児童自身の生活能力の向上を図ります。
医療機関との連携	小児科や産科、精神科等の医療機関と養育支援ネットを広く活用し、子どもと保護者または妊婦など支援が必要な家庭の状況を把握することで、医療機関と連携した早期の支援を行います。
妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査受診率 40%を目指すとともに、安定期（16 週～27 週）の間に歯科治療が行えるように啓発し、かかりつけ歯科医の定着促進を図ります。
離乳食の作り方講座	離乳食の作り方及び離乳の進め方を具体的に体験・試食できる講座を開催します。
子どものための食育セミナー	子どもの食生活に関する話と参加者のニーズに応じた個別の相談を、地域の子育てサークル・児童館等で開催します。
食育ひろば	保育所及び幼稚園の保護者を対象に、正しい食生活の理解と食への関心を深め、家庭で楽しく食育に取り組むことができるヒント等を紹介し、家庭での食育推進を図ります。
プレババママ食育講座	初産の妊婦とそのパートナーを対象に、これから生まれる子どもへの食育の重要性を理解し、家族そろった楽しい食事を実践できるよう調理実習等を取り入れた講座を開催します。
子育て教室等の開催	子育てに関する知識の提供、グループワークや交流を行うことで、子育てに対する保護者の気持ちを理解・共感するとともに、児童虐待の防止を図り、親子の仲間作りを支援します。

○親と子の健康の確保・増進

事業名	取り組み内容
母子健康手帳の交付	妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠・出産及び子育てに関する一貫した健康記録となる「母子健康手帳」と「すくすくハンドブック」を交付します。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保つとともに、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を行います。
産婦健康診査事業	産後の体調管理を目的とした産婦健康診査費を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつの予防や新生児・乳児への虐待予防を図ります。
新生児訪問指導	保健師または助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、健康管理及び育児相談、情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては、適切な医療やサービスにつなぐ等、継続支援を行います。
新生児聴覚検査助成事業	新生児聴覚検査費を助成し、妊婦及び子育て世帯の経済負担の軽減を図るとともに、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。
乳幼児健康診査事業	4か月、9か月、1歳6か月、3歳の各時期に健康診査を行い、子どもの発育・発達や育児環境等を確認するとともに、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士等が育児相談に応じます。

事業名	取り組み内容
歯科保健の推進	乳幼児期からのフッ化物応用・歯科指導・歯科健康教育といった歯科保健対策を実施します。また、保育所・認定こども園・幼稚園・児童館等と連携した歯科健康教育の充実や、かかりつけ歯科医の定着促進にも努めます。
食育の推進	生活習慣（生活リズム・食習慣）の基礎が確立する乳幼児期に、望ましい食習慣を身につけることが、生涯にわたって心身ともに健全な育成につながることから、保護者が食育への理解を深め、実践できるよう、乳幼児健診での相談や保育所・認定こども園・幼稚園・児童館等と連携した取り組みを行います。

○子育て世帯の経済的負担の軽減

事業名	取り組み内容
子ども医療費助成	子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、社会保障制度としての安定性や持続可能性等を考慮しながら医療費の助成を行います。
保育料等・学童保育利用料の軽減	保育料等・学童保育利用料の軽減を検討していきます。
児童手当	生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。
小児慢性特定疾患医療費助成	小児慢性特定疾患の医療費を、所得階層に関係なく一律自己負担限度額を800円/月まで助成します。
予防接種事業の推進	①継続して定期予防接種費用の全額公費負担を行うとともに、公衆衛生上有益であり市民からニーズの高い小児期の任意予防接種について、接種費用の一部を助成します。 小児インフルエンザワクチン(1～12歳):毎年2回接種するうち、接種1回目の2,000円助成に加え、多子世帯の場合は接種2回目についても2,000円を助成します(第1子含む)。 ロタウイルスまたはおたふくかぜワクチン(0～2歳):いずれかのワクチン接種1回につき2,000円を上限2回助成します。 ②骨髄移植や抗がん剤治療等により定期予防接種の免疫が消失している20歳未満の子どもに対する再接種費用について助成します。 ③妊娠を希望する風しんの抗体が十分でない女性等に対する風しんワクチン(MRワクチンも可)の接種費用について2,500円を助成します。 ④複雑な予防接種のスケジュールを保護者が簡単に管理できるよう「KOBE 予防接種ナビ(スマートフォンアプリ)」の運用を行います。
親・子世帯の近居・同居住み替え助成	離れて暮らす親世帯・子世帯が近くに住み替える際の引越費用等を補助します。 市内移転:引越し代の1/2(上限10万円) 市外転入・市街地西部地域への転入:引越し代・仲介手数料・礼金・不動産登記費用の1/2(上限20万円)
結婚新生活支援事業	新婚世帯が婚姻を期に神戸市に移転する際の新居の住居費及び引越費用を補助します。(上限:30万円)
子育て世帯を対象とした賃貸住宅への住み替え支援	子育て世帯が子育てにより適した住環境へ住み替えた場合に新居の住居費及び引越費用として30万円を補助します。(市外転入の場合40万円)
子育て世帯・若年夫婦世帯を対象とした住宅取得支援	子育て世帯・若年夫婦世帯が中古住宅を購入してリノベーションを行った場合の住宅取得費を50万円(市外転入は70万円)補助するとともに、旧耐震基準の中古住宅を購入し、建て替える場合の住宅取得費を100万円(市外転入は120万円)補助します。

第3章 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

○児童虐待防止対策の推進

事業名	取り組み内容
「神戸市子どもを虐待から守る条例」の推進	平成31年3月に制定された「神戸市子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童虐待防止対策に取り組みます。
こども家庭センターの機能強化	児童相談所を再整備・移転する(令和3年秋頃)とともに児童福祉司・児童心理司などの相談体制の強化を図ります。
区役所の児童虐待対応体制の強化	区役所の児童虐待対応体制を強化します。
児童家庭支援センターの増設	児童養護施設に併設した児童家庭支援センターを増設します。
関係機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会を運営し、通告や家庭の支援体制の整備、情報の共有・適切な連携を図るとともに、児童虐待相談情報に関する警察との連携を強化します。
発生予防のための広報・啓発	子育て市民講座や児童委員等の研修、シンボルマークである「オレンジリボン」を通じて広く市民へ児童虐待のサインや通告方法等の周知キャンペーンを実施し、年間を通じた児童虐待防止の啓発を行います。

○社会的養育支援の充実

事業名	取り組み内容
里親支援体制の充実・啓発	神戸市社会的養育推進計画で定めた里親等委託率を達成できるよう、効果的な広報啓発活動の実施、里親支援体制の充実を行います。
児童養護施設等退所者支援の充実	支援コーディネーターを児童養護施設に配置し、児童養護施設やファミリーホーム等の退所者の支援の充実を図ります。
施設の小規模化・高機能化	施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み等、神戸市社会的養育推進計画の内容に沿った施策を実施します。

○ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	取り組み内容
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保健の向上及び経済的な負担の軽減を目的として、ひとり親家庭等の医療費を助成します。
ひとり親世帯を対象とした民間賃貸住宅への入居支援	公営住宅に入居できないひとり親世帯を対象に、居住環境改善に向けた住み替えを行うこと等を要件として、家賃の一部を助成します。(15,000円/月、最大6年間)
新たな住宅セーフティネット制度の登録住宅を活用した支援	住宅セーフティネット制度を活用した「家賃補助付住宅」として市に登録された住宅に住替えた子育て世帯に対して家賃を補助します。(15,000円/月、最大3年間)
市営住宅ストックを活用した子育て支援	子育て世帯の世帯構成等に応じて、母子・父子世帯向け住宅、若年・子育て世帯向け住宅、多子世帯向け住宅、子育て世帯向け付き入居住宅など市営住宅ストックを活用します。
児童扶養手当	離婚等により父または母と生活をともにできない児童を監督保護している父母や、父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の児童の就学及び就職の促進や、ひとり親家庭の父母及び寡婦の自立を支援するため、修学、技能習得、事業開始、転宅等についての貸付を行います。
生活相談	各区役所こども家庭支援課で、母子・父子自立支援員及び婦人相談員が、総合的な生活相談に応じるとともに、子育て・生活支援にかかる施策の情報提供や手続を実施します。
交流の場となる拠点づくりの支援	ひとり親家庭が交流する拠点を運営する民間団体に対して、補助を実施します。
日常生活支援事業	一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助や保育サービスを実施します。また、ベビーシッターの利用料の一部を補助します。
高校生の通学定期券補助	ひとり親家庭の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助します。
養育費の確保対策	①離婚前講座…離婚後の生活を考える機会を提供するため、年2回程度離婚前講座を開催します。 ②無料法律相談…女性弁護士による無料法律相談を月4回実施します。 ③養育費・面会交流等専門相談…市内4か所で養育費・面会交流等に関する専門相談を実施します。 ④公正証書作成費補助…養育費に関する取り決めに促進するため、公正証書等の作成費を補助します。 ⑤保証会社の利用費補助…養育費支払いの履行確保のため、養育費保証会社との契約に係る経費を補助します。
就業支援	就業相談や就業情報の提供、自立支援プログラム策定の実施等、一貫した就業支援を行います。
就職に有利な資格取得支援事業	ひとり親家庭の親子が就職に有利な資格を取得できるよう、受講料無料・託児付で講座を実施します。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父母が看護師等の資格を取得するために一定期間以上養成機関に通う場合に、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。
高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が対象講座を受講・修了した場合に、受講に要した経費の一部を補助します。
高卒程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子が高卒程度認定試験に合格するための講座を受講した場合に、要した経費の一部を補助します。

○貧困の連鎖防止施策の充実

事業名	取り組み内容
貧困の連鎖防止に関する庁内検討会	貧困の連鎖防止に向けて、福祉・教育・住宅・雇用などの分野の横断的な庁内検討会において、既存事業の拡充や、新規事業を実施する等の取り組みを進めます。
くらし支援窓口における自立相談支援	各区役所・支所に設置する自立相談支援窓口(くらし支援窓口)において、複雑・多様な課題を抱えた生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた支援を実施します。各区社会福祉協議会に配置する地域福祉ネットワークと連携し、社会資源や地域ネットワークを活用した支援を行います。
地域福祉ネットワーク	各区役所こども家庭支援課やくらし支援窓口のほか、学校園、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を深め、世帯の生活課題を細かく把握し、新たなニーズの吸い上げに努めます。
学ぶ力・生きる力向上支援員	授業や放課後学習等を支援する「学ぶ力・生きる力向上支援員」を配置し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな指導に取り組み、学力の定着・向上を図ります。
生活困窮者学習支援事業	生活環境に関わらず学習習慣を身に付けることにより、高等学校等への進学や、将来的に自立した生活を営めるようになることを目的に、子どもの学習支援やその親に対する養育相談支援を実施します。また、高校等進学後の中退予防に向けたフォローの実施や、食の自立支援を目指すための食育講座を開催します。
住宅セーフティネット制度	<再掲>
ひとり親家庭等への支援の充実	<再掲>

○障がい児・医療的ケア児等への支援の充実

事業名	取り組み内容
障がい児の専門的な療育・相談体制・支援の充実	療育センター・こども家庭センターの体制強化を図るとともに、民間事業所とも連携した障がい児の相談体制の充実を目指します。
すこやか保育(教育・保育施設等のインクルーシブの推進)	すこやか保育等の受入施設への巡回指導を推進します。
医療的ケア児・発達障がい児・外国籍の児童の受入対応の充実	教育・保育施設及び学童保育における医療的ケア児等の受け入れ施設を拡充します。また、発達障がい児・外国籍の児童の受入対応を充実します。
職員への専門研修	障がい児の支援に関わる公立・民間機関の職員に対する専門研修や情報交換の場を設け、関係機関同士の連携強化及び職員の資質向上を図ります。

第4章 地域における子育て支援・青少年の健全育成

○新・放課後子ども総合プランの推進 P. 19 に掲載

○地域での子育て相談、親子のふれあい・集いの場づくりの推進

事業名	取り組み内容
総合児童センターの移転・再整備	令和3年秋頃に移転する総合児童センターにおいて、子どもたちに健全な遊びの場を提供する児童健全育成事業を実施します。また、こども家庭センターと連携し、子どもの発達支援や保護者に対する療育指導事業を実施します。
児童館における親子館事業	地域における子育て支援の充実を図るため、児童館で午前中に親子館事業を実施します。
大学と連携した子育て支援事業	市内の大学等で、乳幼児が自由に遊べるスペースを設け、親子が気軽に集い、交流できる常設の「ひろば」づくりを進めます。子育て相談や子育て支援に関する講習会等も実施します。
地域子育て支援センター事業	在宅で子育てをする世帯が孤立しないよう、各地域で行う地域子育て支援センターを継続して実施します。また、継続的に支援ができるよう、地域の子育て支援関係機関と連携しながら、支援に取り組みます。
おやこふらっとひろばの整備（各区分1か所）	乳幼児と保護者が気軽にふらっと集えるひろば「おやこふらっとひろば」を令和4年度までに9か所の設置を目指し、整備を進めます。また、専門スタッフを配置し子育て相談を実施することで、子育て中の親の孤立化を防ぎ、親同士の交流の場づくりを進めます。
こべっこあそびひろばの整備（市内3か所）	天候に関わらず、親子連れで思い切り体を動かして遊べ、室内で体力・知力の向上を図れる学齢期前の子どもたちの遊び場「こべっこあそびひろば」を北部に加え、東部、西部の市内3か所の開設を目指し、整備を進めます。
子ども会活動の振興	学校や家庭では得られない体験や異年齢交流等、子ども会活動の活性化を通じて子どもたちの健全育成を図るため、各種助成や支援を行うとともに、神戸市子ども会連合会と連携して子ども会の指導者・育成者の養成・研修等を実施します。
神戸っ子応援団	家庭・地域・学校・行政が一体となり、中学校区を単位として、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通して、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育ちを応援する取り組みを推進します。
子どもの遊び場拠点公園の整備	身近な公園に特徴的な大型遊具や、子どもの年代によってゾーニングされた遊具広場等を整備することで、子どもにとって魅力ある公園を創出します。

○子どもの居場所づくり事業の推進

事業名	取り組み内容
子どもの居場所づくり事業	ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える小中学生の子どもたちに対して、地域団体が食事の提供や学習支援等を実施し、地域の大人とのふれあい・団らんの場合、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育ちを応援する取り組みを支援します。 【補助団体数】令和元年度実績（10月1日時点）37団体 → 令和6年度目標 50団体

○青少年の健全育成

事業名	取り組み内容
青少年会館の移転	青少年が主体的に活動できる場として、中高生が自ら企画・実践する主体的な活動の支援やセミナーの開催等、青少年を育成するさまざまな事業を展開し、青少年団体及び青少年育成団体が活動を行う全体的な拠点として、団体活動の活性化を図る等の支援を行います。
青少年育成団体による事業の支援	青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的に、青少年育成団体が実施する野外活動や研修事業等の活動を支援します。
青少年の国際交流事業	国際的視野と感覚を養うとともに、市民交流を深めるため、姉妹都市等の青少年との交流を行います。
ユースプラザ・ユースステーションの運営	中高生を中心とする青少年が自由に立ち寄り、サークル活動や世代間交流が行えるよう、各区分に1か所あるユースプラザ・ユースステーションを運営します。青少年が自主的な活動を通じて、自分の夢や希望にチャレンジできるよう支援します。
こうべカタリ場	キャリア学習の一環として、将来について考えるきっかけとすることを目的に、高校生が人生の先輩である大学生に、進路の悩み相談や大学での体験談を聞いたりする機会を提供します。
成人お祝いの会	成人を迎える青年を祝福、激励すると共に、神戸市民としての自覚を促すために、成人お祝いの会を開催します。
若年者就業支援の推進	若者を対象に、心理カウンセリングや就労支援体験プログラム等の実施等、「こうべ若者サポートステーション」の運営支援を行います。
見守り活動の支援	地域における子どもたちの安全を確保するために、青少年育成協議会等による見守り活動や地域パトロールを支援します。また、子どもたちが安心安全に生活できるよう、地域で協力していただける店舗、民家、また市や民間事業者の車両に「こども110番」のステッカーを貼り、地域が一体となって子どもたちの見守りや保護等を行います。
青少年育成市民運動	青少年の健全育成を市民すべての取り組みとし、市民意識の啓発・高揚を図るため、青少年育成市民運動強調期間（夏季・冬季・春季）を設け、各区の主要拠点で街頭活動等の青少年育成キャンペーンやあいさつ運動を全市展開し、地域の大人が自分の地域の子どもたちを育てるという理念の共有化を図ります。

第5章 幼児期の教育・保育の質の向上・小学校教育との連携

○幼児教育の理解の推進、幼児期の教育・保育の質の向上

事業名	取り組み内容
公私幼保合同研修	公私幼保の関係者で構成する幼児教育連絡会等により、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、情報交換や協議等を行います。
大学と連携した乳幼児教育の実践研究・研修	「乳児」と「1歳以上3歳未満児」の保育の質の維持・向上を図るため、公開保育による実践的な研究を実施し、参加者が省察と対話を通して保育を語り合うことにより、保育者の専門性のあり方を探求します。

○小学校教育との円滑な接続・推進

事業名	取り組み内容
神戸つばめプロジェクト	乳幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、教育委員会と共に、幼保小の連携のもと、幼保小の職員の資質向上に向けた取り組みや情報交換等を行います。

第6章 子育てしやすい社会環境づくりと啓発

○子育てしやすく働きやすい職場環境の啓発

事業名	取り組み内容
企業等啓発事業	事業主や管理職の意識改革や理解を促進するために、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の啓発事業を行います
こへ男女いきいき事業所表彰	男女がともに働きやすい職場づくりに向けて積極的な取り組みを行っている神戸市の事業所を表彰します。

○子育て世帯にやさしい環境づくり

事業名	取り組み内容
まちなか街灯の増設・LED化	駅周辺、通学路など生活道路を中心にまちなか街灯を1.5倍に増設し、市内全てのまちなか街灯をLED化します。
市立自転車駐車場における子育て世帯減額制度	自転車以外で外出しやすい環境を整備するため、未就学児のいる子育て世帯を対象に、市立自転車駐車場の使用料金を5割減額します。
子育てにやさしい駅前駐輪場の整備	市営駐輪場において、チャイルドシート付自転車等を使用する方が駐輪しやすいよう、幅の広い区画（ママフレエリア）の整備を推進します。
市営住宅の空室を活用した若年・子育て世帯支援事業	若年・子育て世帯の定住促進を目的として、空き住戸を活用し、NPO法人による育児相談等の若年・子育て世帯支援事業を実施しています。
エコファミリー制度	土・日・祝日、年末年始、夏休み（7/21～8/31）に、市バス・地下鉄の料金を、大人1人につき小学生以下2人まで無料にします。
U-15定期券の発売	中学生以下を対象に、市営地下鉄全線において、通学だけでなく、塾や習い事等で必要となる区間・経路で定期券が利用できます。
小児救急医療体制の確保	神戸こども初期急病センターや市医師会の西部休日急病診療所による初期救急医療体制、病院群輪番制及び西神戸医療センター・西市民病院を中心とした2次救急医療体制、中央市民病院・県立こども病院・神戸大学医学部附属病院を中心とした3次救急医療体制といった、患者の症状に応じた将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確保します。また、救急医療相談については、こども急病電話相談、子ども医療電話相談（#8000）、救急安心センターこへ（#7119）にて対応します。

○子育て世帯にやさしい環境づくり

事業名	取り組み内容
こべっこウェルカムプレゼント	神戸で子育てする魅力づくりの一環として、出生時に神戸のベビー用品ブランドの商品や絵本、神戸にゆかりのある品物等を掲載したカタログギフトを贈呈します。
子育て情報の発信	子育て応援サイト「ママフレ」により、行政サービスや子育て関連施設等の情報を発信していきます。また、広報紙だけでなくSNS等、さまざまな広告媒体を活用した子育て施策等の発信に努めます。



資料 2

認知症神戸モデル

事業開始までの経緯と実績

福祉局介護保険課認知症対策担当

認知症神戸モデル 開始までの経緯

平成19年

愛知県大府市で認知症の男性が電車にはねられ
死亡した事故

- ➡ JR東海が振替輸送代などの賠償を求めて
家族（同居の妻と別居の長男）を提訴
請求額 720万円

認知症神戸モデル 開始までの経緯

平成28年最高裁判決は、家族に損害賠償責任はないとしたが、次のような課題が残された。

- 認知症の方が事故にあわれた際、認知症の方に責任能力がない（＝賠償責任がない）場合には、原則として賠償責任保険が機能しないため、被害者救済がなされない。
- 認知症の方を身近で介護している方が、「法定の監督義務者に準ずべき者」として損害賠償請求を受ける可能性がある。
- 民間の賠償責任保険には、個々の経済的な事情があるため、誰もが保険に入ることができない。

認知症神戸モデル 開始までの経緯

平成28年9月 神戸市でG7保健大臣会合開催

「神戸宣言」として、
認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた



平成30年4月

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」制定

認知症の人やそのご家族を社会全体で支えていく
まちづくりを推進

認知症神戸モデル 開始までの経緯

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

目的

認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって**認知症の人にやさしいまちの実現**に資することを目的とする。

基本理念

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を推進し、**安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまち**を目指すこと。
- (2) 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、**まち全体で支える**こと。

認知症神戸モデル 開始までの経緯

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

予防及び早期介入

- WHO、神戸医療産業都市、大学、研究機関等との連携による取り組み

治療及び介護の提供

- 早期診断体制の確立**
- 認知症初期集中支援チームの全区実施
- 認知症疾患医療センターの拡充

事故の救済及び予防

- 認知症と診断された人による事故に関する救済制度の創設**
- 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納推進
- 移動手段の確保等、地域での生活支援

地域の力を豊かにしていくこと

- 交流できる環境や社会参加の場の整備
- 中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施
- 行方不明高齢者早期発見事業の実施**
- 市民への啓発、児童、生徒への教育の推進

認知症「神戸モデル」とは

認知症の人やそのご家族が、安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、全国に先駆けた神戸発の新たな取り組み

新たな診断助成制度

平成31年1月28日開始

早期受診を支援します

新たな事故救済制度

平成31年4月1日開始

認知症の方が事故に遭われた場合に救済します

認知症「神戸モデル」とは

診断助成制度の実施状況

認知機能検診(第1段階) 受診者数

受診者数 15,243人(推計値)
(3月末速報値 21,446人)

認知機能精密検査(第2段階) 受診者数

受診者数 3,056人(推計値)
(3月末速報値 4,091人)

※推計値は令和元年12月末まで

実施医療機関

- 認知機能検診(第1段階)
436か所(開始時 326か所)
- 認知機能精密検査(第2段階)
67か所(開始時 53か所)

※令和2年3月現在

認知症「神戸モデル」とは

事故救済制度の実施状況

支給件数

支給件数 3件

内訳 給付金 2件

賠償責任保険 1件

賠償責任保険加入者数

4,695人

GPS契約数

118人

※実績は令和2年3月末まで

認知症「神戸モデル」とは

神戸モデルの費用と財源

市民のみなさまに、広くご負担いただく仕組みを導入

※ 3か年(令和元年度～3年度)の年平均

費用

約 3 億円

- ・ 診断助成制度
- ・ 事故救済制度

=

財源

約 3 億円

市民のみなさまに
新たにご負担いただく額

(年間400円/人)

認知症「神戸モデル」 制度創設までの主な経緯

- ・平成 19 年 愛知県大府市で認知症の男性が列車にはねられて死亡
JR 東海が振替輸送費等約 720 万円の損害賠償を請求し、男性の遺族を提訴（地裁・高裁は、遺族に賠償責任があると判断）
- ・平成 28 年 3 月 最高裁は、本件遺族の賠償責任を否定したが、今後も認知症の人による事故が起きた場合、家族らに賠償責任を負わされる可能性が残った。
- ・平成 28 年 9 月 神戸市で G 7 保健大臣会合が開催され、「神戸宣言」に認知症対策をより推進していくことが盛り込まれた。
→市長が定例記者会見において、新たな事故救済制度の検討を表明
- ・平成 29 年 4 月 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」の策定に向け、市の基本的な考え方と施策の方向性を検討するため、「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」を設置
※ 審議過程は、市会（福祉環境委員会）に随時報告
- ・平成 29 年 5 月 第 1 回「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」開催
※ 有識者会議（本会）5 回、事故救済専門部会 4 回、診断部会 4 回、初期集中部会 2 回（平成 29 年度 15 回開催）
※ 平成 30 年度以降は、市長の附属機関として「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」を開催
推進委員会（本会）3 回、事故救済専門部会 4 回、診断部会 2 回、初期集中部会 1 回（平成 30 年度 10 回開催）
→本格スタートまでに、本会・部会を計 25 回開催
- ・平成 29 年 12 月 条例案のパブリックコメントを実施 ※意見は 20 件(6 通)
- ・平成 30 年 3 月 市会において、条例案が可決・成立
- ・平成 30 年 4 月 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行
- ・平成 30 年 9 月 条例改正案のパブリックコメントを実施 ※意見は 629 件(396 通)
- ・平成 30 年 12 月 市会において、条例改正案（超過課税等）が可決・成立
- ・平成 31 年 1 月 28 日 診断助成制度を開始
- ・平成 31 年 4 月 1 日 事故救済制度を開始（認知症「神戸モデル」本格スタート）

広報・啓発

- ・広報紙 KOBE（毎月全戸配布）
 - 平成 30 年 5 月号：特集「神戸がひらく、認知症支援の未来」見開き 2 ページ
 - 平成 30 年 10 月号：意見募集「全国初！神戸モデルの実現に向けて」挟み込み 4 ページ
 - 平成 31 年 1 月号：「診断助成制度がスタート」1/4 ページ
 - 平成 31 年 2 月号：特集「早期発見でうまく付き合う認知症」挟み込み 4 ページ
 - 平成 31 年 4 月号：「認知症神戸モデル 本格スタート」1/2 ページ
- ・集客場所でのポスター等
 - 市営地下鉄，バス，JR，阪神・神戸電鉄等での車内中吊りポスター・柱巻き広告・デジタルサイネージを展開

認知症「神戸モデル」の実施状況について

1. 認知機能検診（第1段階）（令和元年12月末まで）
 - ・受診者数 15,243人（推計値）（3月末速報値21,446人）

2. 認知機能精密検査（第2段階）（令和元年12月末まで）
 - ・受診者数 3,056人（推計値）（3月末速報値4,091人）

3. 実施医療機関（令和2年3月現在）
 - （1）認知機能検診（第1段階） 実施医療機関：436（開始時：326）
 - （2）認知機能精密検査（第2段階） 実施医療機関：67（開始時：53）

＊第2段階には認知症疾患医療センター7か所を含む

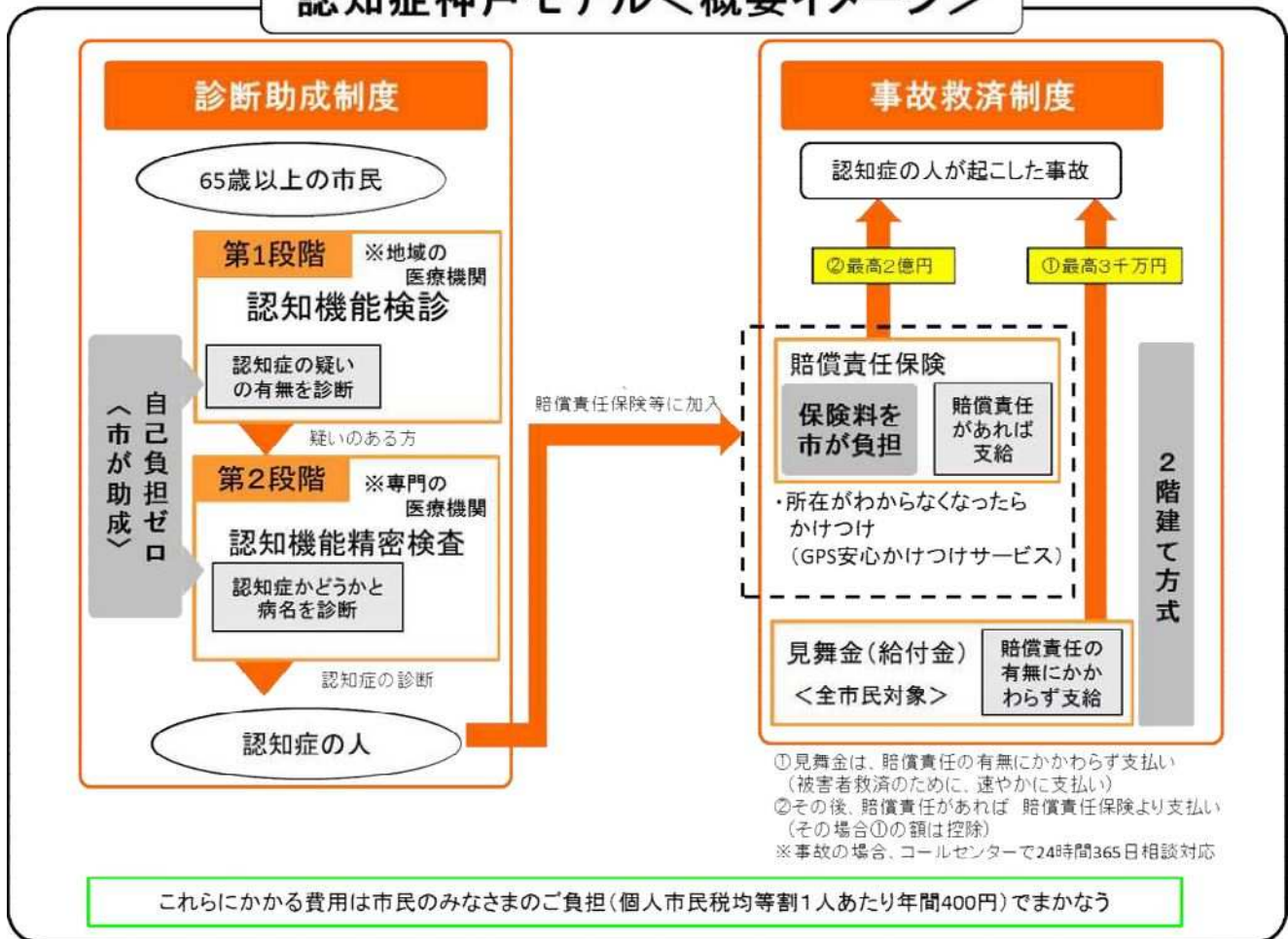
4. 事故救済制度実施状況
支給件数3件（給付金2件、賠償責任保険1件）
 - ＊申込者数（令和2年3月末まで）
 - ・賠償責任保険加入者数 4,695人
 - ・GPS契約数 118人

～認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ～

参考資料

全国初！ 認知症「神戸モデル」

認知症神戸モデル＜概要イメージ＞



制度の概要

① 診断助成制度 (平成 31 年 1 月 28 日開始)

早期診断・早期発見を推進するため、2段階方式による診断助成制度を創設。いずれも自己負担のない仕組み。

- ① 認知機能検診 (認知症の疑いの有無を診断) ・・地域の医療機関で検診
- ② 認知機能精密検査 (認知症かどうかと、病名を診断) ・・専門の医療機関で診断

② 事故救済制度 (平成 31 年 4 月 1 日開始)

認知症の方が事故を起こした場合に救済する制度を創設。

○認知症と診断された方が対象

- ① 賠償責任保険に市が加入 (保険料は市が負担)
- ② 事故があれば、24 時間 365 日相談を受付
- ③ 所在が分からなくなったら、かけつけ
 - ・非常時のかけつけ (検索) サービスを含むGPS (衛星利用測位システム) の導入費用を負担。※月額利用料金は別途必要

○全神戸市民が対象

- ④ 認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に、見舞金を支給

＜賠償責任保険と見舞金の内容＞

事故救済制度は、「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式

（i）見舞金（給付金） ※（i）と（ii）は自動車事故対象外

ア 被害者（市民）の場合

- ・死亡（最高3千万円）、後遺傷害（最高3千万円）、入院（最高10万円）、通院（最高5万円）、財物損壊（最高10万円）、休業損害（最高5万円）
- ※火事の類焼被害があった場合は上乗せ有り（1世帯当り最高30万円・1事故最高1,000万円）。

イ 被害者（市外）の場合

- ・見舞金（最高10万円）

（ii）賠償責任保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

- ・賠償責任保険（最高2億円）

（iii）傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故（自動車事故対象）、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給

- ・死亡（100万円）、後遺障害（42万円～100万円）

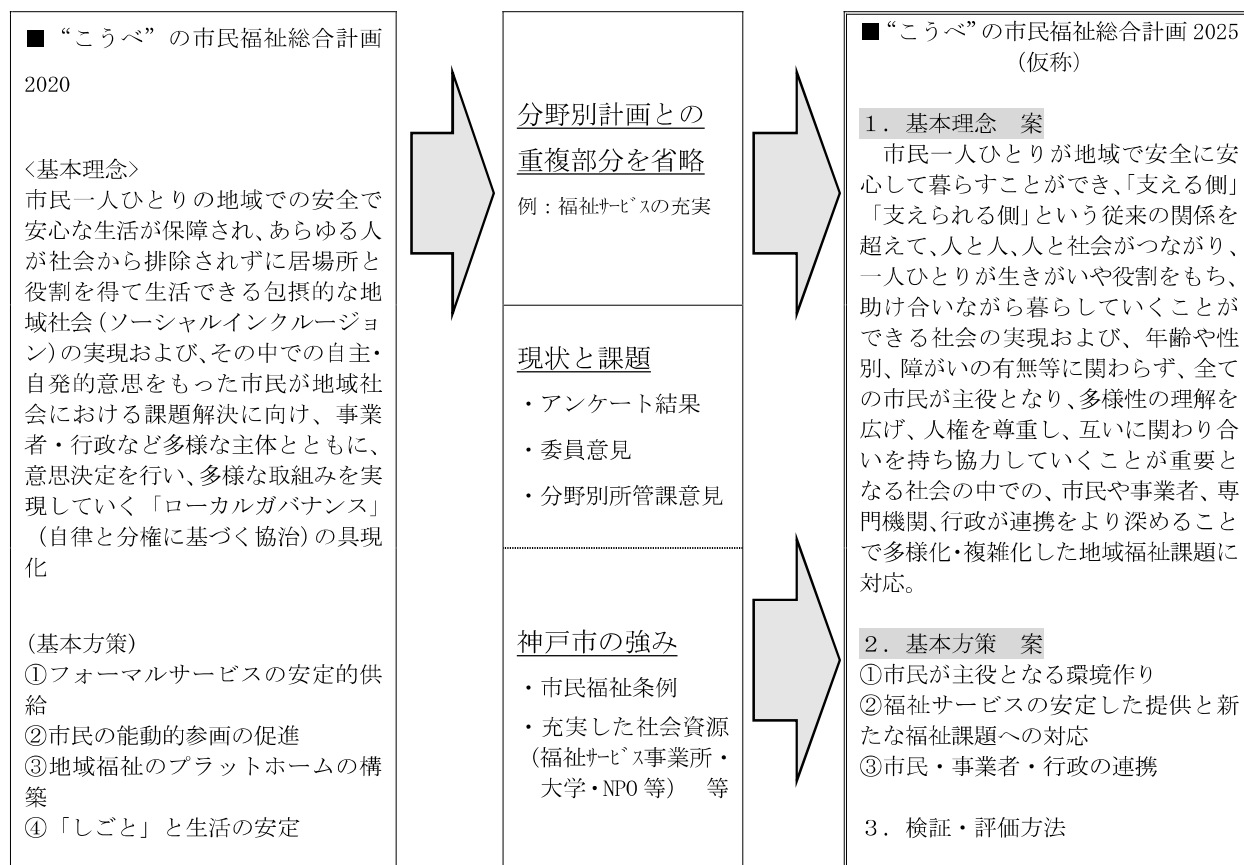
③ 神戸モデルの費用と財源

神戸モデルに必要な費用として、年間3億円（3年間で約9億円）を予定

平成31年度から、個人市民税均等割（平成30年度：年間3,500円）に1人あたり年間400円を上乗せ

次期“こうべ”の市民福祉総合計画 基本理念・基本方策（事務局案）

“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（仮称）骨子作成スキーム



- （国）地域福祉計画に盛り込むべき事項
- ①分野別施策に関し共通して取り組むべき事項
 - ②福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③社会福祉事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉活動への住民の参加に関する事項
 - ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

骨子作成のコンセプト

- ・これまでのWGでの意見を踏まえ、できるだけ平易な言葉とし、解釈を共有しやすいものとする。
- ・他の計画との重複をさけ、本計画においては、簡略化を行い、読みやすいものとする。
- ・昨年末（R1.12）に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめの考え方を追記。

1. 基本理念

2015

共に支え合う地域福祉を維持・（再）構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会（ソーシャルインクルージョン）の実現

2020

「つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現」

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

2025

「誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現」

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が主役となり、多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要となります。市民や事業者、専門機関、行政が連携をより深めることで多様化・複雑化した地域福祉課題に対応していきます。

※理念自体がソーシャルインクルージョンの説明となるイメージ

※人権の観点からのニュアンスを含む（予防としごとのニュアンスも含みたかったが難しく断念）

- ・ともに築く人間尊重のまち（第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画の目指す姿）
また、4つの視点としてUD、ソーシャルインクルージョン、ダイバーシティの尊重、協働と参画を掲げている。

2. 基本方策（柱建て）

2015

- ①ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化
- ②コーディネーターの配置をはじめとする地域の多様な支援者間の連携を支援
- ③コミュニティビジネスの取組支援など地域福祉の今日的課題への対応

2020

- ①フォーマルサービスの安定的供給
- ②市民の能動的参画の促進
- ③地域福祉のプラットフォームの構築
- ④「しごと」と生活の安定

2025

- ①市民が主役となる環境作り

地域の課題解決には、市民ひとりひとりが主役となり、多様性の理解を広げ、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。市民だけでなく、社会福祉施設やNPO等の多様な機関が参画し、市民が福祉サービスの受け手担い手として参加するだけでなく、主役となって参画できる環境づくりが必要です。

※平易な言葉で分かりやすい表現に、多様性（ダイバーシティ）の理解について追記

- ②福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応

市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している現状においては、一人ひとりの人格（？）生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活生を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制を作る とともに、一人ひとりの問題に応じた状況に合わせた福祉サービスを提供していくことが求められます。

さらに、少子高齢化などの社会課題や科学技術の進歩などにより、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

※地域共生社会推進検討会で出た理念やアプローチ等のニュアンスを追加

- ③市民・事業者・行政・関係機関の連携

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさや リスクを社会の課題と捉え、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、行政サービスだけでなく、地域住民や社会福祉法人等地域に関わる様々な主体が連携していくことが必要です。

※平易な表現に変更し解釈を共有しやすくした

令和元年度第2回神戸市市民福祉調査委員会
計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

1. 日 時 令和2年3月6日（金）午前10時00分～午前11時55分
2. 場 所 神戸市役所1号館8階大会議室
3. 議 題 (1) 神戸市市民福祉に関する行動・意識調査実施結果
(2) 次期市民福祉総合計画策定に向けて

開 会

○前回欠席委員より

・資料を見て気づいたことが2点

①現行計画は、事業ごとの評価となっていたが、各分野の共通部分を神戸市としてどうするか記載できていないこと。「市民福祉総合計画」「地域福祉計画」が一緒になっていることで、なかなか地域住民の声を聴くという機会が設けられておらず、事業評価が中心となっている。地域住民の意識をもっと中心にもっていきべき。

②グループ化されにくい、例えば外国人等のことも入れるべきである。(アンケートからも拾えない人)。

・より具体的なところで3点

①「若者」の支援について盛り込むべきである。

②国の方針「地域共生社会・包括的な支援体制の整備」の中でも打ち出されたが、より個人福祉的な要素を盛り込むべき。なんとなく、高齢・こども・障害・困窮といった分野分けがされているが、例えば失業、ゲーム依存、ひきこもり等、「個人」の福祉を考えていきべき。

③圏域設定は引き続き必要。

議 題 (1) 神戸市市民福祉に関する行動・意識調査実施結果について

(事務局より資料1の説明)

(委員)

アンケートの分析はまだ途中だが、印象としては、一般的に言われている若い人の地域活動の場への参加が少ないことはやはり表れている一方で、自治会や町内会が「居場所」と感じている人も年齢を問わず少ない傾向に出ている。

つまり、地域住民の地域の捉え方と、自治会の基盤や行政として何に取り組んでいくのかということの差ができてしまう可能性がある。この結果についてどう捉えていけばいいか、クロス集計をしながら分析したい。

(事務局)

・ボランティア活動の満足度が意外と低いのは、ボランティア活動に対して課せられた義務感が生まれ

ているのではと推測される。昔ながらの地域活動施策では、家の代表が地域の代表やふれまの代表となっているが、今はそうではない現状がある中、コミュニティの改革ができておらず、福祉施策と連動できていない。

(委員)

・これは仕方のないことだが、やはりこういったアンケートは高齢者の割合が増える。また、割と余裕のある人がアンケートに答える余裕も出てくる。(持ち家が多い傾向になる) 日常生活に余裕がない人はアンケートにも答えられないと思う。答えていない人、答えられない人もいることを念頭に置くことを忘れてはいけない。

・サードプレイスの項目について、「気の合う仲間」が多い。

行政の取り組みとして「福祉活動を増やそう」で人を集めるのではなく、こういった既にあるグループ、たとえば学校の保護者の集まり等に「それも地域活動になっている」と伝える視点もある。集まることの良さ(意義)を発信する。

(委員)

アンケート結果をざっと見た意見。

・施策として、住民が「神戸市に住んでよかった・もっと住みたい」と思えていくことは何か。

・ボランティア活動の参加者は少ないながらも幸福な人はいるので、ボランティア活動の参加条件の項目については注視したい。

・幸福な人の中がどのような傾向にあるのか。

・日常行動範囲についても、若い人ほど範囲が広いため、このことも念頭に置く。

・健康状態による影響

・居住が長い人、短い人の違い

・地域への愛着や人間関係・地域での存在感が幸福感につながっていること。これは施策にもっていきやすい。

・孤独感はやはり、離死別経験者や経済的負担のある人が強くなる。そこへの支援アプローチはなにか。例えば2人暮らしが離死別したときに早くアクセスできればかなり変わる。

・行政に期待することに応えることは第1ステップとして大事。

・地域活動の内容について、環境活動やスポーツが他に比べて高い ⇒施策の入口となる

・幸福感と市の窓口への相関関係が見えた。行政の情報の提供方法に工夫がある。

・情報収集源について、インターネット(若者)・広報紙(高齢者)をおさえる。

(委員)

WG報告書をまとめていくにあたって

・神戸に住んでよかったを応援していくという方向性は委員全員一致の意見でよいと思う。

・マイノリティに意識しすぎると“総合”福祉計画ではなくなる。

・アンケート結果については、幸福度が高いことは評価する一方、人間関係や孤独感の分析を含みこんでいく。これを社会的にどう包摂していくのかということをも落とし込めればよい。

(委員)

- ・不安が大きい人ほど、地域への参加できない傾向なのであれば、やはり中間的就労等の施策が必要であると言える。
- ・ボランティアに参加する条件を見ると、気軽に行きづらい感じがある。「ボランティア」＝立ち上げからやるというようなイメージ。ある程度は活動をしやすい環境を行政等が整えることも必要か。

(委員)

- ・現状をすぐに帰るのは難しい。
- ・例えば海外なんかは、信仰の違いもあるが、協会に行けば何か活動できるというベースがある。そのような感じで、そこに行けばなにか活動ができるというような状態を整えるというような目標を5年後の目標にする等、ステップを踏むと、取組みやすく、中間評価もしやすいかもしれない。

議 題 (2) 次期市民福祉総合計画の策定に向けて

(事務局より資料2の説明)

(委員)

- ・福祉政策会議の議論でも、市民を巻き込んでいく方法を考える話が出ていた。
- ・例えば、ボランティアポイントの更なる充実。ネットを使うなど。
- ・また、市民に行政がなにしているか知ってもらうことも必要。そうでないと巻き込んでいくことも難しい。面白いという感覚をもってもらえるような打ち出し方も必要。
- ・長期ビジョンの設定も重要。会社経営の視点だと、10年ビジョンを打ち出して、短期的にPDCAでチェックをしていく。
- ・また、福祉のプレーヤーを増やすためにSDGsは市民を巻き込むために使いやすいワード。民間企業も使いだしている。

(委員)

- ・参画と協働が重要となる中で、地域を巻き込むことのほか、行政としては、巻き込まれることの視点も大事。「地域活動に参加してほしい」ということが強く伝わりすぎている可能性もある。計画が、どう地域の人にどう伝わるのか。どう巻き込むのかということと、どう巻き込まれるのかということ伝える方が、「参画と協働」の推進につながる。
- ・小さな活動や仕組みの単位の中で、ちょっとしたいいことがなかなか評価されづらい。しかしその小さな活動が良い地域をつくるというメッセージを入れたい。
- ・黒部市にアクトポイントの仕組みがある。神戸市で実現するのはなかなか難しいが、参考にはなると思う。一人ひとりのちょっとした良いことを評価する仕組みがなにかあれば。

(委員)

- ・議題（１）の意見とも被るが、小さな活動が地域づくりになっていると伝えていくことはやはり大事。
- ・神戸市はNPOもたくさんあり、活動する場所がたくさんあるということも引き続き伝えたい。
- ・アプリなどのテクノロジーを使った見守りや居場所づくりなども入れることができれば。
例えばふれまち協にテクノロジーを。今はHPもない状態。テクノロジーの力が加われば活動しやすくなっていく。

（委員）

- ・テクノロジーを入れることによって、若者はもちろんつながるし、そこから高齢者にも繋がるだろう。次期計画に盛り込んでもいいかもしれない。

（委員）

- ・神戸市は医療産業のように、先端技術を活用すると打ち出していると思うので、福祉にもその視点を。
- ・昔だったら、地域の近くの人しか協力できなかったものを、テクノロジーを使って、多くの人がつながることができる。例えば重度障害があり、家で寝たきりの人が困ったときに「ちょっと困ってます」と発信したら誰かが手助けできるような。
- ・「BE MY EYES」というアプリのような仕組みがあれば。
- ・不審者情報はたくさん発信されるようになったが、その逆でポジティブなこともたくさん発信されれば「いいまち」と感じる人も増える。
- ・テクノロジーを活用するとなると、どうしてもリスクに目が向くが、そこをうまく考えてやっていけばいい。

（委員）

- ・「ソーシャルインクルージョンの実現」はもちろん基本理念となるが、「ダイバーシティ」をもっと理解して共有することが必要かと感じた。横文字の多用は避けたほうがいいが、これらの内容をまとめて、計画策定・検証会議に報告できればいいのではと思う。
- ・総合計画の打ち出し方も関わってくるが、ワーディング（市民への伝え方）や、またテクノロジー（アプリ等）の情報について何かご意見があれば追々でもいいのでお伝えいただきたい。

（事務局）

- ・「くらし」「SDGs」「ソーシャルインクルージョン」「ダイバーシティ」といったキーワードを基本理念としてまとめて、次のステップ（柱建て）に進んでいくイメージになると思う。
- ・第1回目で意見があった「一次予防・二次予防の視点」については、基本方策として出しやすい。

（委員）

- ・計画策定・検証会議への今後の報告の仕方としては、一次予防として何ができるか、二次予防として何ができるのかをまとめて、福祉が力を入れている三次予防にどうつながっているかをまとめていければいいかと思う。
- ・併せて検証の方法についても、5年度の目標に向かって、例えば3年後はどうなっていたいかを設定す

るような方法（評価方法はアンケート等）を検討していることについて、計画策定・検証会議で議論したいと思う。

（委員）

- ・この計画を市民のうち、どの層に見てほしいかを決めた方がワーディングはしやすいかもしれない。

（事務局）

・総合福祉計画でいうと、「福祉を受けている人」だけではなく「福祉を受けていない人」にも届けたい計画であり、なかなかターゲットを決めることが難しい。

（委員）

・若者が住み続けることが、高齢者の生活の安心にもつながっていくのではないかと思う。若者の流出率は変わらず多い傾向にあり、定着しづらい状態にある。神戸に来た理由はともかくとして、「今後も住みたい」と思ってもらうことが大事。

（委員）

- ・そういった点では「若者」をターゲットとし、市民福祉総合計画 2025 でも「若者の定着」にフォーカスを充て、PDCA で進めることが必要なのでは。ターゲットがいないと、ぼんやりしてしまう。
- ・もちろん、若者以外が排除されないような打ち出し方をする前提で。

（事務局）

・誰が計画を見ていないのかについて、アンケートから「若者」とわかる。見てない人に伝えたいということで「若者」と打ち出すことはできる。

（委員）

- ・アンケートから、高齢者が多い＝若者が見ていないということがわかる。意識の高さにも比例するだろう。ターゲットとして「若者の意識を高める」ことが「市全体の意識を高める」ことにつながると、計画策定・検証会議に投げてみていいと思う。大学で働いていると、自己肯定感の低い学生が多い。ほとんどがサラリーマンを目指していることにも表れている。「会社が求めている人になりたい」「個人が評価される経験」が減っている。
- ・若い人が自己肯定感を高める仕組みを、例えば高齢者との交流の場で作るといった仕組み

（委員）

- ・障害の有無にかかわらず若者の自己肯定感が育たない傾向にあるため、自分を知る機会が必要。自分で選ぶ経験を提供したい。
- ・地域の中小企業と学生をつなげる仕組みづくりを、ほっとかへんネットでも取り組んでいるが、それが地域のプラスにもなる。こういうことを市としてバックアップすれば WIN-WIN になるのでは。
- ・生活困窮になる前に、統合失調症になる前に介入することが重要。

(委員)

評価の方法について

・今まで5年間の中間評価をすることをあまりしていない。中間評価について、何かまとまったものがあれば。例えばインターネットアンケートなど。

(委員)

- ・例えばだが、座談会のような市民の声を直接聞く場。
- ・行政がやったこと、NPOがやったこと、社協がやったことをわかりやすく出したほうがよい。

(委員)

・オレンジパークなどでアンケートをするのもあり。母数は少ないが、モデル的にチェックしていければ。

(事務局)

・柱建てと付随する事業と、それに関するアンケートや、ケーススタディ的に検証していくか、ものによって考えていければ。

(委員)

- ・今後各分野の説明を聞く中でも検証できればと思う。

閉 会